

那 霸 市 公 報

号外第 6 3 7 号
毎月 2 回 1 , 1 5 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

- 平成 1 5 年度定期監査 (前期) の結果について (公表) 391

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 1 号

平成 1 5 年 7 月 3 1 日

那覇市監査委員 瑞慶山 治
同 池原 應子
" 当真 嗣州
" 高良 幸勇

平成 1 5 年度定期監査 (前期) の結果について (公表)

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、市民文化部、教育委員会、選挙管理委員会の定期監査を行ったので、同法同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表します。

平 成 1 5 年 度 定 期 監 査 結 果 報 告 書

市 民 文 化 部
教 育 委 員 会
選挙管理委員会事務局

那 覇 市 監 査 委 員

市 民 文 化 部
定期監査報告書

第 1 監査の対象 市民文化部

市民活動課、市民課（首里支所、真和志支所、小禄支所含む）、国民年金課、国民健康保険課、文化振興課、歴史資料室

第 2 監査の期間 平成 1 5 年 4 月 2 日から平成 1 5 年 6 月 2 5 日まで

第 3 監査の方法 監査は、平成 1 4 年度（平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在）における予算の執行状況及び事務事業状並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。ただし、歳入の調定額、収入済額、収入未済額は平成 1 5 年 3 月 2 7 日現在である。

第 4 監査の結果 次のとおり

○ 市 民 活 動 課

1 職員の配置状況

市民活動課の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位 : 人)

職 名 係 名	課 長	係 長	主 査	主任主事	主 事	計	定 数
課 長 等	1					1	1
交 通 安 全 係		1		2	1	4	4
市 民 活 動 係		1	2	2		5	5
市 民 相 談 係		1	2	1		4	4
計	1	3	4	5	1	14	14

定数外職員は、非常勤職員 3 8 人（NPO 7 名、市民憲章 2 名、法律相談員、登記司法相談員、税金相談員、悩み事相談員 29 名）、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

市民活動課においては、交通安全、自治会その他市民組織、法律相談、部所管事務の政策課題、部内の庶務、連絡・調整事務、部内の他課に属しないこと、自治会その他市民組織、市民憲章の推進、協働型まちづくり促進、NPO活動支援、法律相談、行政相談及び一般相談、陳情及び請願等の受付、市民会議、市長への手紙、市政に関する要望事項等の連絡調整及び処理、施設及び庁舎見学の事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、歳入予算整理簿、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					

11 使用料及び手数料	2 手数料	1 総務手数料	1,000	0	0	0	0.0
18 諸収入	2 市預金利子	1 市預金利子	1,000	0	24	24	0.0
	5 雑入	4 雑入	3,230,000	850,037	892,775	42,738	105.0
合 計			3,232,000	850,037	892,799	42,762	105.0

調定事務について

第 11 款使用料及び手数料(証明手数料)、第 18 款諸収入(資金前渡金預金利子、都市交通災害共済加入取扱料、自治総合センター助成金、コピー等実費徴収金)について、収入調定伺、納付書兼調定票、歳入予算整理簿等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	103,514,600	99,272,000	94,840,533	4,242,600	95.9
		2 文書広報費	4,234,000	3,660,973	3,420,300	573,027	86.4
		7 企画費	6,991,400	6,503,184	6,077,750	488,216	93.0
		12 交通安全対策費	16,383,000	15,979,448	14,466,718	403,552	97.5
合 計			131,123,000	125,415,605	118,805,301	5,707,395	95.6

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、沖縄県市町村行政相談連絡担当者協議会への出席及び団体負担金である。

補助金の支出は、那覇地区防犯協会、豊見城地区防犯協会、那覇市民憲章推進協議会、那覇市自治会長連合会、各自治会への活動助成、自治会等への保安等設置助成、自治会の特別活性化事業、単位自治会集会所借上料の助成、那覇人権擁護委員協議会、暴力団壊滅那覇市民対策会議、那覇市交通安全市民運動推進協議会、那覇地区交通安全協会、豊見城地区交通安全協会、各小学校スクールゾーン委員会、那覇人権擁護委員協議会、開南コミュニティ協議会等への補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、安全で住みよいまちづくり推進協議会委員報酬及び費用弁償、祝儀代、那覇市連絡事務委託料、NP0 セミナー等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、那覇市連絡事務委託(単位自治会長)、沖縄リサイクル運動市民の会、都市交通災害共済加入申込書配布委託分に係る委託料である。

(2) 工事請負契約について

工事請負契約は、自治会広報掲示板設置工事、スクールゾーン広報標示設置工事、スクールゾーン広報版撤去工事等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 市 民 課（首里支所、真和志支所、小禄支所含む）

1 職員の配置状況

市民課の職員の配置状況は、次のとおりである。

（平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位：円 %）

係 名 \ 職 名	課長	支所長	主幹	係長	主査	主任主事	主事	計	定数
課 長 等	1		1					2	2
管 理 係				1	2	3		6	6
窓 口 係				1	1	18	5	25	27
戸 籍 係				1	1	9	5	16	14
住 民 記 録 係				1		10	2	13	13
作 成 係				1		6	2	9	9
児 童 手 当 係				1		5		6	6
本 庁 舎 小 計	1		1	6	4	51	14	77	77
真 和 志 支 所		1		1	1	17	1	21	21
首 里 支 所		1		1	1	9	1	13	13
小 禄 支 所		1		1	1	7	1	11	11
合 計	1	3	1	9	7	84	17	122	122

定数外職員は、市民課、非常勤職員 6 人（児童手当要員 2 人・窓口証明発行員 3 人・庶務担当員 1 人）、臨時職員 12 人（不補充代替 1 人・療養休代替 1 人・繁忙期要員 10 人）

真和志支所、非常勤職員 4 人（地域コミュニティ推進員 1 人・窓口証明発行員 3 人）、臨時職員 4 人（療養休代替 1 人・休職代替 1 人・繁忙期要員 2 人）

首里支所、非常勤職員 3 人（地域コミュニティ推進員 1 人・窓口証明発行員 2 人）、臨時職員 2 人（繁忙期要員 2 人）

小禄支所、非常勤職員 3 人（地域コミュニティ推進員 1 人・窓口証明発行員 2 人）、臨時職員 2 人（繁忙期要員 2 人）である。

2 主な所掌事務

市民課においては、戸籍法・住民基本台帳法及び外国人登録、身分その他諸証明、死産届、住民実態、身元照会及び犯罪人名簿、自動車臨時運行許可、市民統計、埋火葬の許可、母子健康手帳の作成及び交付、児童手当法に基づく児童手当の受付・認定及び支給、学齢児童生徒の転入学申請受付等、国民年金及び国民健康保険の資格得喪、国民健康保険被保険者証の交付、印鑑登録、ISO9001 の推進、相続税

法第 58 条の通知及び支所に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、納付書、所属別歳入・歳出執行状況表、支出負担行為書等により審査した結果、「6 留意事項」で指摘した以外は、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
11 使用料及び手数料	1 使用料	1 総務使用料	347,000	132,583	132,583	0	100
	2 手数料	1 総務手数料	199,780,000	178,041,950	196,322,700	18,280,750	110.2
		7 土木手数料	1,875,000	1,860,000	2,028,000	168,000	109.0
12 国庫支出金	1 国庫負担金	2 民生費国庫負担金	955,226,000	940,831,500	917,953,001	22,878,499	97.5
	3 委託金	1 総務費委託金	3,353,000	3,636,267	3,636,267	0	100
		2 民生費委託金	16,990,000	12,720,121	12,720,121	0	100
13 県支出金	1 県負担金	2 民生費県負担金	172,795,000	170,346,750	170,346,750	0	100
18 諸収入	2 市預金利子	11 市預金利子	1,000	4	4	0	100
	5 雑入	2 弁償金	1,000	0	0	0	0.0
		4 雑入	844,000	1,813,142	700,702	1,112,440	38.6
合 計			1,351,212,000	1,309,382,317	1,303,840,128	5,542,189	99.5

調定事務について

第 11 款使用料及び手数料（戸籍住民基本台帳手数料、道路橋りょう手数料、支所目的外使用料、職員駐車土地使用料）、第 12 款国庫支出金（被用者児童手当負担金、特例給付負担金、非被用者児童手当負担金、被用者就学前特例給付国庫負担金、非被用者就学前特例給付国庫負担金、戸籍住民基本台帳費委託金、児童福祉費委託金）、第 13 款県支出金（被用者児童手当県負担金、非被用者児童手当県負担金、被用者就学前特例給付県負担金、非被用者就学前特例給付県負担金）、第 18 款諸収入（預金利子、弁償金等）について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	4,786,000	4,358,061	4,358,061	427,939	91.0
		8 支所費	31,221,000	29,533,858	28,736,613	1,687,142	94.5
		11 過誤納還付金	181,540	181,540	181,540	0	100
	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	185,106,600	175,435,389	166,782,981	9,671,211	94.7
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	16,912,000	16,006,528	15,397,585	905,472	94.6
		2 児童措置費	1,300,825,000	1,285,810,000	1,285,830,000	15,015,000	98.8
8 土木費	2 道路橋りょう費	1 道路橋りょう総務費	65,000	0	0	65,000	0
合 計			1,539,097,140	1,511,325,376	1,501,286,780	27,771,764	98.1

ア 負担金について

負担金の支出は、沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会、那覇地方法務局直轄管内戸籍住民基本台帳事務協議会、沖縄県外国人登録事務協議会等の団体負担金及び出席負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会、那覇地方法務局直轄管内戸籍住民基本台帳事務協議会、外国人登録事務協議会等である。

概算払いによる支払いは、福岡法務局管内市区町村戸籍事務従事職員上級者研修、九州連合戸籍事務協議会総会、沖縄県外国人登録事務に関する勉強会、先進都市視察に係る旅費等である。

これらについて、予算伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、オンライン入力労働者派遣業務、自動交付機休日運用業務、自動交付機の保守業務、戸籍情報管理システムセットアップ業務、戸籍情報管理システム機器保守業務、戸籍情報管理システムプログラム保守業務、住基ネットワークデータ移行作業業務、児童手当システム保守、児童手当システム機器保守、三支所清掃業務・害虫駆除、冷房機保守点検業務、首里・小禄支所電気保安管理、電話機保守点検、消防用設備保守点検、ゴミ収集、貯水槽清掃、簡易水道検査、警備業務委託等の契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、水道局庁舎、戸籍機能付FAX、複写機保守(本庁・真和志)、自動交付機、戸籍総合システム機器一式、戸籍総合システムクライアント一式、住基ネットワークシステムハードウェア、電子計算機器等の賃貸借の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理は、首里支所庁舎(土地 720.67 m²、建物 666.97 m²)、小禄支所庁舎(土地 1,987.59 m²、建物 666.79 m²)、真和志支所(地下会議室 287.86 m²)の使用状況を公有財産台帳の写し等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 12 日(本庁舎)、13 日(三支所)に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意事項

住民基本台帳ネットワークシステム事業への流用・充用について

国の事業として平成 14 年度から一次稼働された住民基本台帳ネットワークシステム事業に通信運搬費へ 500 万円、広告料へ 95 万 7,600 円が流用、充用されている。これは、流用 403 万円(9 件)と予備費からの充用 192 万 7,600 円(2 件)である。そのことは予算要求の時点で、住民票コードを市民に通知する方法が未確定だったため予算計上から漏れてしまったことによるものである。稼働開始日との関係で、住民票コードを 8 月までに市民へ通知することが義務づけられていたため、9 月補正に間に合わず流・充用し対応している。今後は事業に対する認識、見通しについて十分検討され、予算計上するよう留意されたい。

○ 国 民 年 金 課

1 職員の配置状況

国民年金課の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 3 月 31 日現在/単位:円、%)

職 名 係 名	課 長	係 長	主 査	主任主事	主 事	計	定 数
課 長 等	1					1	1
給 付 係		1	1	4	1	7	7
年 金 係		1	1	6	1	9	9
計	1	2	2	10	2	17	17

定数外職員は、非常勤職員 6 人(国民年金相談員 4 人、国民年金推進員 2 人)、臨時職員 9 人(免除申請受付・年金届書入力後審査担当 2 人、繁忙期 7 人)である。

2 主な所掌事務

国民年金課においては、国民年金事業の企画及び普及、国民年金・福祉年金の裁定請求書、諸届等の受理審査及び経由、福祉年金受給者の住所及び印鑑並びに振込郵便局の変更、国民年金の資格得喪に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、歳入予算整理簿、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位: 円 %)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
12 国庫支出金	3 委託金	2 民生費委託金	108,994,000	81,898,000	81,898,000	0	100
14 財産収入	1 財産運用収入	3 基金運用収入	5,000	0	0	0	0
18 諸収入	5 雑入	4 雑入	678,000	2,252,294	2,252,294	0	100
合 計			109,677,000	84,150,294	84,150,294	0	100

調定事務について

第 12 款国庫支出金(国民年金事務費)、第 18 款諸収入(国民年金印紙売りさばき手数料)について、収入調定同等により審査した結果おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位: 円 %)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	3,939,000	3,263,447	3,263,447	675,553	82.8
		6 国民年金費	39,909,000	36,034,223	32,171,849	3,874,777	90.2
合 計			43,848,000	39,297,670	35,435,296	4,550,330	89.6

ア 負担金について

負担金の支出は、九州都市国民年金協議会、日本国民年金協会、沖縄県都市国民年金協議会、全国都市国民年金協議会、沖縄県国民年金推進協議会、那覇地区国民年金協議会等への団体及び出席負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、沖縄県都市国民年金協議会、国民年金九州・沖縄ブロック講習会、全国都市国民年金協議会総会及び研修会等への出席負担金、納付書発送郵便振替手数料等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、端末機保守管理業務、バス車内アナウンス広報、国民年金だより配布、平成 15 年免除申請等受付機関周知文書の封入・封緘委託等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、コピー機、タクシー、端末機、増設機器(端末機)である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、パソコン回線工事、車検の修理である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 8 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 国民健康保険課

1 職員の配置状況

国民健康保険課の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位 : 人)

係名 \ 職名	課長	主幹	係長	主査	主任主事	主事	計	定数
課 長 等	1						1	2
庶 務 係			1	2	2	2	7	7
給 付 係			1	3	6	3	13	14
保険税第 1 係			1	1	5	3	10	10
保険税第 2 係			1	1	4	4	10	10
保険税第 3 係			1		5	5	11	10
計	1		5	7	22	17	52	53

定数外職員は、非常勤職員 47 人（レセプト点検職員 11 人、医療費集計事務職員 1 人、窓口指導員 4 人、第三者行為求償事務職員 1 人、健康相談員 3 人、収納推進員 22 人、市外収納推進員 1 人、納付電話督促嘱託員 4 人）、臨時職員は 27 人（事務）である。

2 主な所掌事務

国民健康保険課においては、国民健康保険事業の企画及び普及、国民健康保険の給付、国民健康保険の診療報酬の審査、国民健康保険税の賦課及び徴収に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、所属別歳入執行状況表、収入調定伺、所属別歳出執行状況表、支出負担行為書等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	1 一般被保険者国民健康保険税	6,740,077,000	9,536,444,460	5,928,236,580	3,608,207,880	62.1
		2 退職被保険者等国民健康保険税	1,134,017,000	1,143,012,381	966,492,902	176,519,479	84.5
2 使用料及び手数料	1 手数料	1 経手手数料	460,000	231,600	283,200	51,600	122.2
		2 督促手数料	9,860,000	5,812,600	7,140,040	1,327,440	122.8
3 国庫支出金	1 国庫負担金	1 事務費負担金	3,061,000	2,849,516	1,465,000	1,384,516	51.4
		2 療養給付費等負担金	8,901,159,000	8,463,597,359	6,485,437,000	1,978,160,359	76.6
	2 国庫補助金	1 財政調整交付金	5,425,039,000	4,218,528,000	1,560,443,000	2,658,085,000	36.9

		2 国民健康保険特別対策費補助金	2,058,000	2,057,000	2,057,000	0	100
4療養給付費交付金	1療養給付費交付金	1療養給付費交付金	2,416,309,000	2,227,685,000	2,006,418,000	221,267,000	90.0
5県支出金	1県補助金	1国民健康保険補助金	1,000	0	0	0	0
6共同事業交付金	1共同事業交付金	1共同事業交付金	346,972,000	308,493,586	244,436,307	64,057,279	79.2
7財産収入	1財産運用収入	1基金運用収入	340,000	864	3,088	2,224	357.4
8繰入金	1他会計繰入金	1一般会計繰入金	3,584,735,000	3,611,166,230	3,584,734,230	26,432,000	99.2
	2基金繰入金	1基金繰入金	1,000	0	0	0	0
9繰越金	1繰越金	1療養給付費交付金繰越金	151,470,000	151,469,531	151,469,531	0	100
		2その他繰越金	449,194,000	449,194,231	449,194,231	0	100
10諸収入	1延滞金加算金及び過料	1一般被保険者延滞金	4,800,000	3,019,380	3,371,780	352,400	111.6
		2退職被保険者等延滞金	429,000	415,712	415,712	0	100
	2預金利子	1預金利子	1,000	2,921	4,352	1,431	148.9
	3雑入	1一般被保険者第三者納付金	34,000,000	28,435,787	30,523,460	2,087,673	107.3
		2退職被保険者等第三者納付金	3,100,000	3,308,754	3,308,754	0	100
		3一般被保険者返納金	15,000,000	17,296,537	18,594,032	1,297,495	107.5
		4退職被保険者等返納金	700,000	1,669,628	2,292,923	623,295	137.3
		5雑入	372,000	693,039	759,037	65,998	109.5
特 別 会 計 合 計			29,223,155,000	30,175,384,116	21,447,080,159	8,728,303,957	71.0
12国庫支出金	1国庫負担金	11保険基盤安定負担金	833,801,000	833,800,115	833,800,115	0	100
13県支出金	1県負担金	11保険基盤安定負担金	416,901,000	416,900,057	400,398,000	16,502,057	96.0
一 般 会 計 合 計			1,250,702,000	1,250,700,172	1,234,198,115	16,502,057	98.6
総 合 計			30,473,857,000	31,426,084,288	22,681,278,274	8,744,806,014	72.1

ア 調定事務について

国民健康保険事業特別会計の第 1 款国民健康保険税（一般被保険者国民健康保険税、退職被保険者等国民健康保険税）、第 2 款使用料及び手数料（保険税納税証明等手数料、保険税督促手数料）、第 3 款国庫支出金（事務費負担金、療養給付費等負担金、財政調整交付金、国民健康保険特別対策費補助金）、第 4 款療養給付費交付金、第 5 款県支出金、第 6 款共同事業交付金、第 7 款財産収入（基金運用収入）、第 8 款繰入

金（一般会計繰入金、基金繰入金）、第 9 款繰越金（療養給付費交付金繰越金、その他繰越金）、第 10 款諸収入（延滞金、預金利子、一般被保険者第三者納付金、退職被保険者等第三者納付金、一般被保険者返納金、退職被保険者等返納金、雑入）、一般会計の第 12 款国庫支出金（保険基盤安定負担金）、第 13 款県支出金（保険基盤安定負担金）について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 徴収事務について

第 1 款国民健康保険税（一般被保険者国民健康保険税、退職被保険者等国民健康保険税）の徴収事務について、収入調定伺、歳入予算整理簿等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

ウ 資金前渡の取扱について

資金前渡による支払いは、一般被保険者国民健康保険税、一般被保険者返納金である。

これらについて、予算執行伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（ 2 ） 歳 出

（平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担率	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	457,528,000	445,628,569	442,483,462	11,899,431	97.3
		2 連合会負担金	33,988,000	33,987,000	33,987,000	1,000	99.9
	2 徴収費	1 賦課徴収費	121,750,000	110,138,302	107,297,895	11,611,698	90.4
	3 運営協議会費	1 運営協議会費	908,000	532,936	504,436	375,064	58.6
	4 収納率向上特別対策事業費	1 収納率向上特別対策事業費	30,061,000	27,612,874	27,301,024	2,448,126	91.8
	5 医療費適正化特別対策事業費	1 医療費適正化特別対策事業費	23,671,000	21,869,914	21,804,709	1,801,086	92.3
2 保険給付費	1 療養給付費	1 一般被保険者療養給付費	11,527,531,960	9,910,691,832	9,910,691,832	1,616,840,128	85.9
		2 退職被保険者等療養給付費	2,873,641,000	2,204,268,868	2,204,268,868	669,372,132	76.7
		3 一般被保険者療養費	42,357,040	42,357,040	42,357,040	0	100
		4 退職被保険者等療養費	11,259,000	9,600,429	10,132,760	1,658,571	85.2
		5 審査支払手数料	66,311,000	64,704,620	64,704,620	1,606,380	97.5
	2 高額療養費	1 一般被保険者高額療養費	1,798,301,000	1,753,264,904	1,753,264,904	45,036,096	97.4
		2 退職被保険者等高額療養費	227,645,000	178,604,084	178,604,084	49,040,916	78.4
	3 移送費	1 一般被保険者移送費	1,000	0	0	1,000	0
		2 退職被保険者等移送費	1,000	0	0	1,000	0
	4 出産育児諸費	1 出産育児一時金	315,000,000	300,600,000	300,600,000	14,400,000	95.4
	5 葬祭費	1 葬祭費	21,260,000	21,260,000	21,260,000	0	100

3 老人保健拠 出金	1 老人保健拠 出金	1 老人保健医療 費拠出金	8,981,489,278	8,981,488,454	8,247,629,454	824	99.9
		3 老人保健事務 費拠出金	66,548,722	66,547,836	61,028,836	886	99.9
4 介護内付金	1 介護内付金	1 介護内付金	1,241,135,000	1,241,134,009	1,137,707,009	991	99.9
5 共同事業拠 出金	1 共同事業拠 出金	1 高額医療費共 同事業医療 費拠出金	213,933,000	213,933,000	213,933,000	0	100
6 保健事業費	1 保健事業費	1 疾病予防費	110,039,000	100,719,840	100,199,754	9,319,160	91.5
7 基金積立金	1 基金積立金	1 基金積立金	300,671,000	300,671,000	300,671,000	0	100
8 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金	1 一般被保険者 保険税医療 分還付金	38,300,000	19,229,244	19,229,244	19,070,756	50.2
		2 退職被保険者 等保険税医 療分還付金	3,800,000	1,314,873	1,314,873	2,485,127	34.6
		3 償還金	203,914,000	203,913,202	203,913,202	798	99.9
		4 一般被保険者 保険税医療 分還付加算 金	1,000,000	238,315	238,315	761,685	23.8
		5 退職被保険者 等保険税医 療分還付加 算金	200,000	10,865	10,865	189,135	5.4
		6 一般被保険者 保険税介護 分還付金	3,830,000	1,298,799	1,298,799	2,531,201	33.9
		7 退職被保険者 等保険税介 護分還付金	380,000	141,395	141,395	238,605	37.2
		8 一般被保険者 保険税介護 分還付加算 金	100,000	6,624	6,624	93,376	6.6
		9 退職被保険者 等保険税介 護分還付加 算金	100,000	496	496	99,504	0.4
	2 繰上金	1 高額療養資金 貸付基金繰 上金	1,000	0	0	1,000	0
9 繰上充用金	1 繰上充用金	1 繰上充用金	1,000	0	0	1,000	0
10 予備費	1 予備費	1 予備費	506,499,000	0	0	506,499,000	0
合 計			29,223,155,000	26,255,769,324	25,406,585,500	2,967,385,676	89.8

ア 負担金、補助金について（一般管理費、連合会負担金、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費等）

負担金の支出は、第 44 回全国都市国保主管課長会議研究協議会等への出席負担金、沖縄県国民健康保険連合会への一般負担金・広報事業負担金、一般被保険者診療報酬、退職被保険者等診療報酬、特例療養費、一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費

費、出産育児一時金、葬祭費、老人保健医療費拠出金、老人保健事務費拠出金、介護納付金、高額医療費共同事業医療費拠出金、被保険者に対する健康推進増進の啓蒙事業の負担金である。

補助金の支出は、はり・きゅう・あん摩等施術への補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、国民健康保険被保険者証郵送料、国民健康保険税申告書郵送料、平成 14 年度当初納税通知書、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者・退職被保険者等療養費、一般被保険者・退職被保険者等高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等である。

概算払による支払いは、第 54 回九州都市国保研究協議会出席旅費、第 44 回全国都市国保主管課長研究協議会出席旅費、滞納国保税の出張徴収旅費、先進都市視察旅費等である。

これらについて、予算執行伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、共同電算委託、既存国保システム業務委託、パンフレット配布業務委託、バス車内街頭宣伝広告業務委託、レセプトの内容審査業務委託、人間ドック検診委託、脳ドック助成業務委託、コンピュータ健康診査委託、健康づくり意識啓発（ミニヘルパイ）業務委託等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

複写機賃貸借料等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 10 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 基金について

那覇市国民健康保険高額療養資金貸付基金（基金現在高 30,000,000 円）現金保管については、平成 14 年度 3 月分列月現金出納検査時に（実施日：平成 15 年 4 月 25 日）現金出納表、現金保管（預託）で確認した結果、適正に保管されているものと認めた。

那覇市国民健康保険基金（基金現在高 981,619,023 円）現金保管については、平成 14 年度 3 月分列月現金出納検査時に（実施日：平成 15 年 4 月 25 日）現金出納表、現金保管（預託）で確認した結果、適正に保管されているものと認めた。

○ 文化振興課

1 職員の配置状況

文化振興課の職員の配置状況は、次のとおりである。

（平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位：人）

係名 \ 職名	課 長	係 長	主 査	技 査	主 任 主 事	主 任 技 師	計	定 数
課 長 等	1						1	1
文化振興係		1	3		3		7	7
施設管理係		1		2		2	5	4
計	1	2	3	2	3	2	13	12

定数外職員は、非常勤職員 5 人（市民ギャラリー展示管理員 2 人、市民会館管理要員 1 人、市民劇場

管理要員 1 人、自主企画事業補助員 1 人) である。

2 主な所掌事務

文化振興課においては、文化行政の総合的施策の策定及び総合調整、文化事業の開発及び推進、文化団体の育成及び連絡調整、市民ギャラリーの運営、市民会館及びパレット市民劇場の施設の運用管理、市民会館及びパレット市民劇場の自主文化事業の企画推進事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、所属別歳入執行状況表、収入調定伺、納付書兼調定票、所属別歳出執行状況表、支出負担行為書等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予 算 現 額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
11 使用料及び手数料	1 使用料	1 総務使用料	67,350,000	67,097,914	69,989,099	2,891,185	104.3
14 財産収入	1 財産運用収入	3 基金運用収入	1,043,000	0	0	0	0
16 繰入金	2 基金繰入金	12 文化振興基金繰入金	4,000,000	0	0	0	0
18 諸収入	5 雑入	4 雑入	1,177,000	1,876,300	1,888,295	11,995	100.6
合 計			73,570,000	68,974,214	71,877,394	2,903,180	104.2

調定事務について

第 1 1 款使用料及び手数料 (総務使用料) 、第 1 8 款諸収入 (雑入) について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予 算 現 額	支 出 負 担 行 為 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
款	項	目					
2 総務費	1 総務管 理費	1 一般管理費	772,000	589,504	589,504	182,496	76.3
		11 過誤納還 付金	300,000	192,726	192,726	107,274	64.2
		14 市民会館費	237,051,139	231,136,592	213,396,961	5,914,547	97.5
		15 文化費	54,098,000	49,493,546	49,128,854	4,604,454	91.4
		18 文化振興 基金費	1,000	0	0	1,000	0
合 計			292,222,139	281,412,368	263,308,045	10,809,771	96.3

ア 負担金、補助金について (市民会館費、文化費)

負担金の支出は、全国・九州・沖縄県公立文化施設協議会、全国ホ－ル協会、沖縄県南部連合文化協会、首里城復元期成会への団体負担金、九州公立文化施設協議会理事会総会等出席負担金である。

補助金の支出は、市民劇場自主企画事業の 5 団体への補助金、文化行事公演補助の沖縄県川柳協会への補助金、文化協会助成事業の那覇市文化協会への補助金、文化協会 10 周年記念事業補助金である。

これらについて、審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、市民ギャラリー－運営会議の委員報償費、お役所ライブ演奏者謝礼金である。

概算払いによる支払いは、九州公立文化協会理事会総会等への出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、市民会館の舞台技術業務、清掃業務、変電室技術管理業務、警備業務等、市民劇場の舞台技術業務、清掃業務、舞台装置保守点検業務等、及び沖縄県芸術祭展示部門本展業務、那覇平和芸術祭公演委託の契約である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事及び設計委託の契約は、市民会館外壁工事实施設計・改修工事、市民会館北面庇緊急工事の契約である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約は、市民会館敷地賃貸借契約、パレット市民劇場共同管理費、市民ギャラリー賃借料・共同管理費等の契約である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、市民会館の舞台電動吊り物ワイヤ－ロープ修繕、サスペンションライト 2 マシン交換、中ホ－ル排煙窓設置、高圧受電盤遮断機取替、市民会館バリアフリ－化事業のスロ－プ設置等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 是正事項」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理については、市民会館、パレット市民劇場に係る土地及び建物の利用・管理状況及び公有財産台帳(土地)(建物)の副本を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 10 日、備品台帳とその他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(3) 基金について

那覇市文化振興基金(基金現在高 294,200,689 円)現金保管については、平成 14 年度 3 月分例月現金出納検査時に(実施日:平成 15 年 4 月 25 日)現金出納表、現金保管(預託)で確認した結果、適正に保管されているものと認めた。

6 是正事項

契約事務について

修繕料の契約 車椅子用駐車場入口スロ－プ設置(契約額 672,000 円)、事務所入口スロ－プ設置(契約額 651,000 円)、中ホ－ル屋外階段手摺設置(契約額 997,500 円)につ

いては、随意契約となっている。この3件は、 と は、起案年月日、契約期間、見積書徴収業者、契約年月日、契約の相手方とも同一である。 については、 と の約20日後に契約を締結し契約の相手方は同一である。那覇市契約規則第21条に規定する随意契約によることができる限度額（工事又は製造の請負は130万円）の範囲内におさめるために分割したものであり、分割発注する合理的理由がない。

地方公共団体の行う契約事務は、公正が最も求められるものであると同時に機会均等の理念に適合し、かつ、経済性を確保することも必要であることから、一般競争入札が原則であり、意図的に随意契約をすることがないよう適正な契約事務に是正されたい。

○ 歴 史 資 料 室

1 職員の配置状況

歴史資料室の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成15年3月31日現在/単位:人)

職名 室名	室 長	主 査	主任学芸員	学芸員	計	定数
歴史資料室	1	3	1	1	6	6
計	1	3	1	1	6	6

定数外職員は、非常勤職員3人（市史編さん員1人、歴史資料整理員1人、横内家古文書解読員1人）である。

2 主な所掌事務

歴史資料室においては、市史、歴史資料の収集・管理・普及事業等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、所属別歳入執行状況表、収入調定伺、納付書兼調定票、所属別歳出執行状況表、支出負担行為書等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予 算 現 額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
12国庫支出金	2国庫補助金	1総務費国庫補助金	4,800,000	4,600,000	0	4,600,000	0
13県支出金	2県補助金	1総務費県補助金	45,096,000	45,096,000	40,586,000	4,510,000	89.9
14財産収入	2財産売払収入	1物品売払収入	2,409,000	2,324,600	2,295,650	28,950	98.7
18諸収入	5雑入	4雑入	1,947,000	1,897,000	1,934,230	37,230	101.9
合 計			54,252,000	53,917,600	44,815,880	9,101,720	83.1

調定・収入事務について

第2款国庫支出金（総務費国庫補助金）、第13款県支出金（総務費県補助金）、第14款財産収入（物品売払収入）、第18款諸収入（雑入）について、収入調定伺、納付書兼調定票、歳入予算整理簿により審査した結果、「6 是正事項」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予 算 現 額	支 出 負 担 行 為 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
款	項	目					
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	605,000	604,549	604,549	451	99.9
		1 5文化費	101,304,000	98,902,222	89,361,265	2,401,778	97.6
合 計			101,909,000	99,506,771	89,965,814	2,402,229	97.6

ア 負担金について (文化費)

負担金の支出は、沖縄県地域史協議会、地方史研究協議会、沖縄県博物館協会への市史編集事業に伴う団体負担金と市史編集事業、尚家承継文化遺産保存整理事業の研修会に伴う出席負担金である。

これらについて、審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、文化庁の現地業務指導、尚家関係資料調査のための旅費である。

概算払いによる支払いは、尚家関係資料文化庁への調整、沖縄県地域史協議会運営委員会等への出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、歴史的資料等の整理データベース化、世界遺産周辺整備全体計画策定、尚家継承美術工芸図録等制作、尚家展览展示設営委託、史料文書の分類整理等業務、尚家総合調査原稿執筆、尚家総合調査報告書制作及びCD作成等の業務委託である。

(2) 工事請負契約について

工事請負契約は、世界遺産周辺整備事業標示板デザイン・設置工事の契約である。

(3) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料の契約は、横内家等資料保存整理のための分室賃借料、複写機賃借等の契約である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約、自記時計ドラム修理等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

無体財産権 (著作権法に基づく権利) として那覇市史資料編 27 巻、那覇市史通史篇 2 巻、写真集「那覇百年の歩み」、沖縄の慟哭 (上・下)、写真でつづる那覇 (戦後 50 年)、那覇市史附属刊行物等の普通財産及び歴史資料室が管理する工作物の神応寺跡碑、久米村発祥地碑等の旧跡標示板の管理状況並びに公有財産台帳 (工作物) 等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 12 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 是正事項

尚家継承文化遺産展入場料の取扱い、売りさばきについて

平成 14 年 10 月 4 日～13 日の 10 日間尚家継承文化遺産展が開催された。入場料は第 18 款諸収入第 5 項雑入に 1,897 千円の収入済となっている。入場料の収入月日を見ると、10 月 8、9、10、11、15、25、28 日及び 11 月 14 日となっている。これを審査したところ、10 月 4～7 日までの入場料はつり銭確保のため保管し、10 月 8 日から指定金機関等へ入場料を払い込んだ。開催後の入場料の払い込みについては、入場券の売りさばきを友人・知人に依頼し回収が遅れたためである。

入場料の払い込みについては、那覇市会計規則第 27 条（収納取扱員の指定金機関等への払い込み）、つり銭については、同規則第 43 条（つり銭取扱い）を遵守することし、また、入場券の売りさばきは、市民等への周知を目的としてプレイガイド等で販売することがその催し物の広報にも繋がるので、プレイガイド等へ委託するよう是正されたい。

教 育 委 員 会
定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 1 事務局
総務課、社会教育課、市民スポーツ課、文化財課、学校教育課、学事給食課、施設管理課
- 2 教育関係機関
青少年センター、公民館（中央・首里・小禄南公民館）、図書館（中央・首里・小禄南図書館）、視聴覚ライブラリー、壺屋焼物博物館、教育研究所、学校給食センター（那覇・小禄学校給食センター）
- 3 学校関係（幼稚園、小・中学校は、前回までの定期監査を実施した幼稚園、小・中学校除き 1 校を選定）
金城幼稚園、金城小学校、金城中学校
- 第 2 監査の期間 平成 1 5 年 4 月 2 日から平成 1 5 年 6 月 2 5 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 1 4 年度（平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。ただし、歳入の調定額、収入済額、収入未済額は平成 1 5 年 3 月 2 7 日現在である。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

○ 総 務 課

1 職員の配置状況

総務課の職員の配置状況は、次のとおりである。

（平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在 / 単位：人）

職 名 係 名	課 長	主 幹	係 長	主 査	技 査	主 任 主 事	主 事	主 任 教 諭	調 理 員	計	定 数
課 長 等	1	2								3	3
総 務 係			1	1		1	1			4	4
人 事 係			(1)	2		3	1			6	6
企画財務班			(1)	3	1					4	4
〇 A 推進係			1	1		1	1			4	4
計	1	2	2	7	1	5	3			21	21

定数外職員は、非常勤職員 5 人（内 2 人は運転手、残りはコンピュータ保守点検指導員）、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

総務課においては、教育委員会会議、請願及び陳情、教育長協会等の教育団体、文書及び公印、庁用共用物品の調達及び管理、条例、規則等の制定、改廃及び解釈、市費負担職員（幼稚園教諭を除く。）の任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分取扱い並びに勤務条件・研修・福利厚生・公務災害、市費負担職員の給与・報酬及び費用弁償、広報及び統計、基本構想・基本計画の策定及び推進、

重点施策の策定、主要事業の進行管理、実施計画、予算の編成・決算及び予算の執行管理、組織及び定数、〇Ａ推進に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
18 諸収入	5 雑 入	4 雑 入	2,924,000	3,374,143	3,528,231	154,088	104.5
合 計			2,924,000	3,374,143	3,528,231	154,088	104.5

調定事務について

第 1 8 款諸収入（自動車排出ガス測定器設置実費徴収金、雇用保険料個人負担分、地公災負担金戻入金、職員研修助成金、公衆電話取扱手数料）について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	支 出 負 担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	545,000	238,968	210,168	306,032	43.8
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	8,048,000	7,726,210	7,724,866	321,790	96.0
		2 事務局費	1,368,834,000	865,932,945	862,020,953	502,901,055	63.2
	2 小学校費	1 学校管理費	626,825,000	621,507,000	621,396,408	5,318,000	99.1
	3 中学校費	1 学校管理費	314,610,000	313,282,031	313,236,111	1,327,969	99.5
	4 幼稚園費	1 幼稚園管理費	877,571,000	872,762,327	872,762,327	4,808,673	99.4
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	698,053,000	693,186,664	693,186,664	4,866,336	99.3
	6 保健体育費	1 保健体育総務費	1,216,774,000	1,198,729,791	1,198,729,791	18,044,209	98.5
合 計			5,111,260,000	4,573,365,936	4,569,267,288	537,894,064	89.4

ア 負担金について（教育委員会費、事務局費）

負担金の支出は、沖縄県市町村教育委員会連合会、那覇地区教育長協会、全国都市教育長協議会総会、九州都市教育長協議会総会、沖縄県都市教育長協会連絡会、社会保険協会加入、職員健康管理講習、市町村アカデミー研修、パソコン研修等に対する出席又は参加及び団体負担金等である。これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について（一般管理費、教育委員会費、事務局費）

資金前渡による支払いは、幼児教育講演会及びシンポジウムの講師との交換会での交際費、那覇地区教育委員会連合会年間負担金、沖縄県市町村教育委員会連合会年間負担金。全国都市教育長連絡会総会、那覇地区教育長協会年間負担金、那覇市立学校適正規模等審議会食糧費、VDT作業健康管理講習会の講師謝礼、市町村アカデミー研修参加、指導主事の給料・手当等である。

概算払いによる支払いは、沖縄県市町村教育委員会連合会研修及び定期総会、教育委員県外視察研修、全国都市教育長協議会総会及び研究大会、学校適正規模審議会委員の先進地視察、市町村アカデミー研修会等の出張旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

○ 社 会 教 育 課

1 職員の配置状況

社会教育課の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成15年3月31日現在/単位:人)

係 名 \ 職 名	課 長	主 幹	係 長	主 査	主 任 主 事	主 事	指 導 主 事	計	定 数
課 長 等	1	2						3	3
社 会 教 育 係			1	2		1		4	4
青 少 年 班			(1)	2	2	1	1	6	6
生 涯 学 習 班			(1)	1	1	1		3	3
計	1	2	1	5	3	3	1	16	16

定数外職員は、臨時職員1人配置されている。

2 主な所掌事務

社会教育課においては、社会教育に関する企画、調査及び研究、社会教育施設の設置及び廃止、社会教育機関の運営・指導助言・連絡調整、社会教育機関団体の育成及び指導助言、社会教育実習、育英事業、社会教育委員、社会教育指導員、市民文化、ユネスコ活動、社会教育機関職員研修、共同利用施設、森の家の管理運営、学校内外を通じた奉仕活動、子ども放課後週末活動等支援、那覇市青年団体連絡会、那覇市少年の翼、はたちの記念事業、青年団交流事業、青少年健全育成市民会議、那覇市子ども芸術劇場、那覇市児童生徒県外交流事業、他県青少年団体受け入れ、善行青少年等表彰、那覇市青少年問題協議会、地域子ども会育成研修会、PTA 指導者研修会、青少年関係団体の育成指導、生涯学習の推進・企画・広報・啓発・データベースの整備及び提供、学校開放の総合的推進、生涯学習推進協議会及び生涯学習推進本部、学社融合の推進、全国生涯フェスティバル、社会教育関係団体及び社会教育功労者表彰の運営に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、歳入予算整理簿、支出負担行為所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収 入 率
款	項	目					

11 使用料及び手数料	1 使用料	9 教育使用料	1,060,000	501,293	535,893	34,600	106.9
13 県支出金	2 県補助金	9 教育費県補助金	2,436,000	2,436,000	0	2,436,000	0
14 財産収入	1 財産運用収入	3 基金運用収入	21,000	0	0	0	0
15 寄附金	1 寄附金	10 教育寄附金	5,500,000	6,000,000	6,000,000	0	100
16 繰入金	2 基金繰入金	9 児童生徒県外交流基金繰入金	1,059,000	1,059,000	0	1,059,000	0
18 諸収入	4 受託事業収入	3 教育費受託事業収入	4,063,000	4,063,000	4,063,000	0	100
	5 雑入	2 弁償金	0	1,785	1,785	0	100
		4 雑入	203,000	191,463	191,463	0	100
19 市債	1 市債	9 教育債	51,700,000	51,700,000	51,700,000	0	100
合 計			66,042,000	65,952,541	62,492,141	3,460,400	94.7

調定事務について

第 1 1 款使用料及び手数料 (森の家使用料、行政財産目的外使用料)、第 1 3 款県支出金 (IT 講習推進事業)、第 1 4 款財産収入 (児童生徒県外交流基金収入)、第 1 5 款寄附金 (那覇市育英会基金積立寄附金、社会教育費寄附金)、第 1 6 款繰入金 (児童生徒県外交流基金繰入金)、第 1 8 款諸収入 (幼稚園家庭教育学級開設事業収入、子ども放課後週末活動支援事業収入、学校内外を通じた奉仕活動体験活動推進事業、契約辞退弁償金、自動販売機電気使用料実費徴収金)、第 1 9 款市債 (一般単独事業債) について、収入調定同、納付書兼調定票、歳入予算整理簿等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めとめた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位: 円 %)

科 目			予 算 現 額	支出負担行為額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
款	項	目					
10 教育費	5 社会教育費	1 社会教育総務費	197,431,000	190,677,879	180,726,738	6,753,121	96.5
合 計			197,431,000	190,677,879	180,726,738	6,753,121	96.5

ア 負担金、補助金について

負担金、補助金の支出は、沖縄県社会教育委員連絡協議会、沖縄県公民館連絡協議会、沖縄県ユネスコ協会、沖縄県社会教育指導員連絡協議会、那覇地区公民館連絡協議会、大平養護学校卒業生父母の会 (他 2 校)、那覇地区社会教育委員連絡協議会、那覇市青年団体連絡会、那覇市 PTA 連合会、那覇市青少年健全育成市民会議、那覇市子ども会育成連絡協議会、第 5 3 回九州地区公民館研究大会、復帰 3 0 周年記念講演ウィーン少年合唱団共催負担金、(財) 日本ボーイスカウト沖縄県連盟南部地区、(社) ガールスカウト日本連盟沖縄県支部、那覇市婦人連合会への負担金、補助金等支出である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、沖縄県社会教育指導員連絡協議会、那覇地区社会教育委員連絡協議会、社会教育関係職員研修講師謝礼金、九州地区公民館研究大会委員報酬、社会教育委員会議報酬、沖縄県社会教育研究大会委員報酬、第 1 回社会教育委員会議費用弁償、第 1 回那覇市生涯学習協議会報酬・費用弁償、那覇市生涯学習フェスティバル謝礼金・傷害保険・食糧費・旅費、森の家みんな開所祝賀会、善行表彰案内業務謝礼金、県外交流事業講師謝礼金、演劇ワークショップ講師謝礼金、演劇指導員報償費、地域自主開催成人式等である。

概算払いによる支払いは、社会教育主事講習旅費、沖縄県社会教育指導員連絡協議会研修会、沖縄県社会教育主事協会研究大会、全国生涯学習フェスティバル視察旅費、青少年海外体験の翼、児童生徒県外交流研修等である。

これらについて、予算執行伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、森の家みんなに関する委託契約、児童生徒県外交流事業旅行業務委託、はたちの記念事業業務委託、幼稚園における家庭教育学級、IT 講習会に関する講習委託等の契約である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事及び設計委託の契約は、繁多川・真地・識名地区公民館・図書館に関する(測量、基本設計)、久茂地公民館補修工事、学校地域連携施設冷房設置工事である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、石嶺文化スポーツプラザ、中央図書館、中央公民館、視聴覚ライブラリー等の土地賃借契約である。

これらについては、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

(1) 公有財産について

施設の管理については、土地(公民館、図書館)、建物(公民館、視聴覚ライブラリー、図書館、森の家みんな、自治公民館)、の利用状況、管理状況及び公有財産台帳の副本等を審査した結果、良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 9 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

。 市民スポーツ課

1 職員の配置状況

市民スポーツ課の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位円)

職 名 係 名	課 長	主 幹	係 長	主 査	主 任 主 事	主 事	計	定 数
課 長 等	1	1					2	2
スポーツ振興係			1	2	2	2	7	7
市民スポーツ係			1	1	2	1	5	5

計	1	1	2	3	4	3	14	14
---	---	---	---	---	---	---	----	----

定数外職員は、非常勤職員 15 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

市民スポーツ課においては、社会体育に関する企画、調整及び研究、社会体育施設の委託、設置、管理及び廃止、社会体育機関との連絡調整、スポーツ振興審議会、学校体育施設の開放事業、社会体育の振興、陳情・要請、各種スポーツ大会・教室、スポーツリーダー養成、スポーツクラブ育成、体育指導委員、行事の共催・後援に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、歳入予算整理簿、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位:円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
11 使用料及び手数料	1 使用料	9 教育使用料	41,452,000	39,485,749	41,925,535	2,439,786	106.1
18 諸収入	5 雑入	4 雑入	28,648,000	27,799,734	30,076,624	2,276,890	108.1
合 計			70,100,000	67,285,483	72,002,159	4,716,676	107.0

調定事務について

第 11 款使用料及び手数料 (市民庭球場使用料、市民体育館使用料、石嶺プール使用料、職員駐車土地使用料)、第 18 款諸収入 (小学校、中学校体育施設使用実費徴収金、スポーツ教室受講料、自動販売機電気使用料実費徴収金、新都心多目的広場使用実費徴収金、コピー等使用料について、収入調定伺、納付書兼調定票、歳入予算整理簿等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位:円、%)

科 目			予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
10 教育費	6 保健体育費	1 保健体育総務費	91,390,000	84,094,261	83,338,333	7,295,739	92.0
		2 体育施設費	92,418,000	83,820,680	73,815,284	8,597,320	90.6
合 計			183,808,000	167,914,941	157,153,617	15,893,059	91.3

ア 負担金、補助金について

補助金の支出は、那覇市体育協会運営事業、那覇市スポーツ少年団運営事業、那覇市レクリエーション運営事業、沖縄レクリエーション協会、沖縄バレーボール協会、沖縄県高等学校体育連盟、少年スポーツチーム県外派遣の補助金である。

負担金の支出は、沖縄県体育指導委員協議会、那覇、浦添地区体育指導員協議会、沖縄県体育施設協会への団体負担金と沖縄県体育指導委員研究大会、第 45 回九州地区体育指導委員研究大会参加費及び沖縄県体育指導員実技研修会参加料である。

これらについて、審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、学校開放管理指導員、スポーツリーダー養成講座、各種スポーツ教室講師謝礼の報償費、各種大会役員の弁当代に係る食糧費、指導員及び講師傷害保険料等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市民体育館の警備、清掃、塵芥処理、自家用電気工作物保守管理、昇降機点検、消防設備保守点検、空調設備保安点検、貯水槽清掃、害虫予防駆除、アリーナ床コーティング、新都心多目的広場管理塵芥収集清掃、新都心多目的広場管理業務、プール水処理装置保守管理、水抜き清掃、プール管理、監視、トレーニング器具保守点検業務委託等である。

(2) 使用料及び賃借料について

学校体育館及び市民体育館清掃用モップ・マットの賃貸借契約である。

(3) 修繕料の契約について

一般事務費・車検整備 (1 件)、学校体育施設開放事業 (9 件)、那覇市民体育館施設管理費、蓄電池触媒せん取替え、市民体育館トイレ修繕 (2 4 件)、温水プール管理事業 (修繕 6 件)、石嶺プール管理運営費 (修繕、備品、プール券売機)、市民庭球場管理費、新都心市民スポーツ広場管理事業修繕等である。

これらについては、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理は、土地 (首里桃原スポーツ広場 1,991.34 m²)、建物 (首里石嶺プール 1,009.99 m²、首里桃原スポーツ広場便所 5.1 m²)、工作物 (神原、金城、城北、石田、松島、小禄、首里、那覇中学校運動場夜間照明施設、首里桃原スポーツ広場保安灯) の使用状況及び公有財産台帳等を審査した結果、良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 1 5 年度 5 月 9 日備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、良好に管理されているものと認めた。

。 文 化 財 課

1 職員の配置状況

文化財課の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成15年3月31日現在/単位:人)

職 名 係 名	課 長	主 幹	係 長	主 査	技 査	主 任 主 事	主 任 技 師	主 事	計	定 数
課 長 等	1	1							2	2
文 化 財 係			(1)	2	1	1	1	1	6	6
埋蔵文化財係			1	1		3		2	7	7
計	1	1	1	3	1	4	1	3	15	15

定数外職員は、非常勤職員 1 4 人、臨時職員 2 1 人である (発掘調査、資料整理)。

2 主な所掌事務

文化財課においては、文化財の保存活用、指定文化財の維持管理、文化財審議会、文化財関係団体の

育成及び指導助言、芸術文化の振興、世界遺産、埋蔵文化財の発掘調査、玉陵及び識名園の運営管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、歳入予算整理簿、予算執行伺書、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
11 使用料及び手数料	1 使用料	9 教育使用料	27,265,000	32,391,814	36,244,367	3,852,553	111.8
12 国庫支出金	2 国庫補助金	9 教育費国庫補助金	119,668,000	106,668,000	34,720,000	71,948,000	32.5
13 県支出金	2 県補助金	1 総務費県補助金	57,096,000	0	0	0	0
		9 教育費県補助金	13,833,000	13,334,000	4,340,000	8,994,000	32.5
18 諸収入	4 受託事業収入	3 教育費受託事業収入	36,435,000	608,000	0	608,000	0
	5 雑入	4 雑入	1,333,000	1,295,000	1,295,000	0	100
計			255,630,000	154,296,814	76,599,367	77,697,447	49.6

調定事務について

第 1 1 款使用料及び手数料、(文化財入園料)、第 1 2 款国庫支出金 (伊江殿内庭園整備事業)、第 1 3 款県支出金、第 1 8 款諸収入について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担行 為額	支出済額	予算残額	執 行 率
款	項	目					
10 教育費	5 社会教育 費	1 社会教育 総務費	1,750,000	1,606,848	1,606,848	143,152	91.8
		6 文化財保 護費	253,492,990	234,971,733	161,076,470	18,521,257	92.6
合 計			255,242,990	236,578,581	162,683,318	18,664,409	92.6

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、沖縄地区史跡整備市町村協議会、全国史跡整備市町村協議会、文化財指定庭園保護

協議会、沖縄県無形文化財工芸技術保持団体協議会（団体負担金）、補助金は、文化財保存事業費補助として（琉球漆器伝承者育成事業、首里織物伝承者育成事業、紅型伝承者育成事業）、文化財保存事業（首里汀良町、末吉町獅子舞等）、首里金城町石畳保存修理工事補助である。

これらについて、審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡、概算払による支払いは、文化財調査会審議会の食糧費、文化財指定庭園保護総会の報償費、旅費、食糧費、使用料及び賃借料、全市協旅費、負担金、世界遺産記念事業・教育普及事業の講師謝礼報償費、通信運搬費、出席負担金である。

これらについて予算執行伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約について

業務委託契約は、市指定及び市所有文化財維持管理の清掃業務、玉陵墓石しょう、旧崇元寺第一門及び石しょう管理清掃、伊江殿内庭園管理、識名園管理、第 4 1 回文化財指定庭園保護協議会関連事業委託、資料室警備業務、平成 1 4 年度那覇市世界遺産登録記念事業業務委託、現像廃液処理業務委託等である。

（２）工事及び設計委託の契約について

工事及び設計委託契約は、世界遺産周辺整備事業（寒水川樋川環境整備工事、道路案板設置工事、説明板設置工事）玉陵資料室及び管理棟建設事業（玉陵東の御番所復元工事）等である。

これらについて、契約方法、契約内容、契約書、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

（１）公有財産について

イ 土地（行政財産：4 0 筆）

那覇市文化財用地：泊外人墓地、安谷川、金城大樋川、仲之川、新垣ヌカー、上ヌ東門カー、下ヌ東門カー、加良川、宝口樋川、シーマシ嶽、雨乞嶽、寒水川樋川、安谷川嶽、さくの川、ガー ナー森、識名園、玉陵、伊江殿内庭園、旧崇元寺第一門及び石しょう、円覚寺跡、園比屋武御嶽、美連嶽、火 立毛、などである。

ロ 建物（行政財産：1 4 棟）

識名園（六角堂、御殿、番屋、駕籠屋、勧耕台、正門、通用門、管理事務所、トイレ、券売所）、上天妃宮跡石門石造拱門、玉陵（奉円館、東の御番所）などである。

ハ 工作物（2 4 箇所）

天女橋、安谷川、金城大樋川、仲之川、新垣ヌカー、潮汲川、上ヌ東門カー、下ヌ東門カー、加良川、宝口樋川、シーマシ嶽、雨乞嶽、寒水川樋川、安谷川嶽、さくの川、旧崇元寺第一門及び石しょう、玉陵墓室及び石しょう、龍淵橋、末吉宮礎道、玉陵碑、新修美栄橋碑、与那覇勢頭豊見親逗留旧石碑、園比屋武御嶽、伊江殿内庭園、旧天界寺の井戸などである。

（２）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 1 5 年度 5 月 9 日備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、良好に管理されているものと認めた。

。 青少年センター

1 職員の配置状況

青少年センターの職員配置状況は、次のとおりである。

(平成15年3月31日現在/単位:人)

職名 係名	課 長	主 査	主 事	指導主事	教育相談員	計	定 数
課 長 等	1					1	1
街 頭 指 導 班		1	1	1		3	3
青少年相談班		1			2	3	3
計	1	2	1	1	2	7	7

定数外職員は、非常勤職員 16 名、臨時職員 1 名である

2 主な所掌事務

青少年センターにおいては、青少年相談、街頭指導、継続指導に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺は起こされているが、出納整理期間中に収入予定である。歳出は支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、「6 留意事項」で指摘した以外は、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
13 県支出金	2 県補助金	9 教育費県補助金	500,000	500,000	0	500,000	0
合 計			500,000	500,000	0	500,000	0

調定事務について

第 13 款県支出金 社会教育費補助金（少年補導センター運営費）は、収入調定伺により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
10 教育費	5 社会教育費	1 社会教育総務費	700,000	689,453	689,453	10,547	98.4
		5 青少年センター費	67,746,886	61,447,007	60,596,205	6,299,879	90.7
合 計			68,446,886	62,136,460	61,285,658	6,310,426	90.7

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は全国青少年補導センター連絡協議会、沖縄県青少年センター連絡協議会への団体負担金である。

補助金の支出は、那覇地区少年補導員協議会、豊見城地区少年補導員協議会への団体補助金である。
負担金の支出は全国青少年補導センター連絡協議会、沖縄県青少年センター連絡協議会への団体負担

金である。

これらについて、審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、那覇市青少年センター運営協議会の食糧費、青少年指導員の報酬・研修講師謝礼金等である。

概算払いによる支払いは、宿泊体験学習に伴う旅費、費用弁償である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 留意事項」で指摘以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、青少年地域指導業務委託料、青少年センター警備、清掃、塵芥処理、消防設備保守点検業務委託等である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、家賃、宿泊学習のバス借上料、複写機使用料、タクシー使用料である。

これらについては、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年度 5 月 9 日備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、良好に管理されているものと認めた。

6 留意事項

青少年指導員報酬支払の遅延について

青少年指導員の業務は、月末夜間一斉街頭指導、指導員連絡会・研修会が、それぞれ毎月 1 回行われている。出席した青少年指導員に対し 1 回あたり 4,000 円の報酬が支給される。この支出手続きとして、活動報告書に基づき青少年センター所長が資金前渡を受け各青少年指導員に支払っているが、実際の活動日から報告書をまとめるまでに約 2 ヶ月の期間をようしている。そのことにより恒常的に報酬支払の遅れが生じている。活動日の出席状況を早めに確認し適切に支払いが出来るように留意されたい。

○ 公 民 館（市立公民館 6 館のうち、中央公民館、首里公民館、小禄南公民館について実施した。）

1 職員の配置状況

中央公民館、首里公民館、小禄南公民館の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 3 月 31 日現在/単位:人)

職 名 館 名	館 長	館 長 (係長相当)	主 査	公民館主事	計	定 数
中 央 公 民 館	1		1	3	5	5
首 里 公 民 館		1		2	3	3
小 禄 南 公 民 館		1		2	3	3
計	1	2	1	7	11	11

定数外職員は非常勤職員（中央公民館＝社会教育指導員 3 人、首里公民館＝社会教育指導員 3 人、小禄南公民館＝社会教育指導員 3 人）である。

2 主な所掌事務

公民館の所掌事務については、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 5 章公民館を基本としている。

公民館の事業 イ 定期講座を開設すること。

ロ 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

ハ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

ニ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

ホ 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

ヘ その施設を住民の集会その他の公共の利用に供すること（社会教育法第 22 条）

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、支出負担行為書、所属別歳入及び歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位 : 円、%)

区 分	科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
	款	項	目					
中 央 公 民 館	18 諸収入	5 雑 入	4 雑 入	6,000	34,255	34,255	0	100
首 里 公 民 館	18 諸収入	5 雑 入	4 雑 入	39,600	59,000	59,000	0	100
小 禄 南 公 民 館	18 諸収入	5 雑 入	4 雑 入	6,060	28,858	28,858	0	100
合 計				51,660	122,113	122,113	0	100

調定事務について

第 18 款諸収入（コピー等使用料、公衆電話取扱手数料）について、収入調定伺、納付書兼調定票等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位 : 円、%)

区分	科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
	款	項	目					
中央公民館	10教育費	5 社会教育費	1 社会教育 総務費	871,000	869,806	869,806	1,194	99.8
			2 公民館費	36,159,579	35,764,192	32,955,689	395,387	98.9
小 計				37,030,579	36,633,998	33,825,495	396,581	98.9
首里公民館	10教育費	5 社会教育費	1 社会教育 総務費	828,000	827,991	827,991	9	99.9
			2 公民館費	19,453,460	18,904,570	17,602,081	548,890	97.1
小 計				20,281,460	19,732,561	18,430,072	548,899	97.2

小 祿 南 公 民 館	10 教育費	5 社会 教育費	1 社会教育 総務費	828,000	827,024	827,024	976	99.8
			2 公民館費	14,147,772	13,794,924	13,223,044	352,848	97.5
小 計				14,975,772	14,621,948	14,050,068	353,824	97.6
合 計				72,287,811	70,988,507	66,305,635	1,299,304	98.2

ア 負担金、補助金について

〔中央公民館〕

負担金の支出は、沖縄県公民館主事協会、九州地区公民館研究大会、全国公民館研究集会等に対する出席及び団体負担金である。

これらについて審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

〔中央公民館〕

資金前渡による支払いは、地域学習支援事業 4 件、全国公民館研究集会、九州地区公民館研究大会、乳幼児学級保育サポーター等の講師謝礼としての報償費及び負担金等である。

概算払による支払いは、親子自然体験教室、全国公民館研究集会、高齢者学級、沖縄県公民館主事等宿泊研修会、親子自然体験等に伴う旅費等である。

〔首里公民館〕

資金前渡による支払いは、少年教室、首里地区ナイトワーク、地域学習支援事業等の講師謝礼としての報償費である。

〔小禄南公民館〕

資金前渡による支払いは、高齢者学級、市民講座、少年交流事業等の報償費である。

概算払による支払いは、少年教室に伴う旅費等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

〔中央公民館〕

公民館・図書館庁舎清掃業務、公民館・図書館庁舎警備業務である。

〔首里公民館〕

電気保安点検、冷房機保守点検、発電機保守点検、エレベーター保守点検、冷房機整備等である。

〔小禄南公民館〕

電気保守点検、消防保守点検、冷房機保守点検、冷房・冷却水科学洗浄、エレベーター保守点検等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約状況について

〔中央公民館〕

ケーブルテレビ利用料他 3 件である。

〔首里公民館〕

タクシー使用料他 2 件である。

〔小禄南公民館〕

タクシー使用料他 1 1 件である。

(3) 需用費 (修繕料) の契約状況について

〔中央公民館〕

舞台照明取付修繕他 3 件である。

〔首里公民館〕

テーブル修繕他 7 件、和室冷房機修繕他 1 5 件である。

〔小禄南公民館〕

印刷機修繕他 3 件、トイレ戸修理他 1 6 件である。

これらについて契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 1 5 年 5 月 1 4 日 (中央公民館)、同年 5 月 1 2 日 (首里公民館)、同年 5 月 1 3 日 (小禄南公民館) で備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 図 書 館 (全 6 館の内、中央図書館本館、首里・小禄南図書館分館について実施した。)

1 職員の配置状況

中央図書館、首里図書館及び小禄南図書館の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在 / 単位 : 人)

館 名 \ 職 名		館 長	係 長	主 査	分館長	主 任 主 事	主 事	運転手	計	定 数
中 央 図 書 館	課 長 等	1							1	1
	総務係		1			1	1		3	4
	奉仕係		1	1		2	1		5	5
	移動図書館係		1				1	1	3	3
首里図書館					1	2	1		4	4
小禄南図書館					1	2	1		4	4
その他分館(3館)					3	8	1		12	12
計		1	3	1	5	15	6	1	32	33

中央図書館では、定数職員 1 人欠員となっているが、これは年度中途における主査の人事異動によるものである。定数外職員は、非常勤職員は 3 3 人で、その内訳は、中央図書館 8 人、首里図書館 5 人、小禄南図書館 5 人、その他 3 分館 1 5 人の配置である。臨時職員は 2 人で、欠員代替として中央図書館 1 人、産休代替として小禄南図書館 1 人の配置である。

2 主な所掌事務

中央図書館本館においては、施設管理及び備品、図書館運営の調査研究及び企画調整、統計及び広報、全館に係る図書目録の整備、寄贈図書の受け入れ、図書館資料の収集、移動図書館等に関すること。また、各図書館共通として、図書館奉仕及び読書相談、読書会・おはなし会等の文化事業、図書館資料の選書、除籍、購入計画、保管及び修理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、支出負担行為書、所属別歳入歳出執行状況表等により審査した結果、「 6 注意事項」で指摘した以外は、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
18 諸収入	5 雑入	4 雑入	892,000	762,394	845,004	82,610	110.8
合 計			892,000	762,394	845,004	82,610	110.8

歳入事務は、全図書館（中央・首里・小禄南・久茂地・若狭・石嶺）をまとめて中央図書館本館で行っており、記載額は、全図書館の総額である。

調定事務について

第 18 款諸収入（コピー等使用料）について収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
10 教育費	5 社会教育 費	1 社会教育総 務費	3,445,000	3,295,587	3,295,587	149,413	95.6
		3 図書館費	153,347,000	144,896,759	136,242,278	8,450,241	94.4
合 計			156,792,000	148,192,346	139,537,865	8,599,654	94.5

歳出事務は、全図書館（中央・首里・小禄南・久茂地・若狭・石嶺）をまとめて中央図書館本館で行っており、記載額は、全図書館の総額である。

ア 負担金について

負担金の支出は、沖縄県公共図書館連絡協議会、日本図書館協会、日本図書館協議会資料交換センター、沖縄県図書館協会に対する団体負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、図書館協議会委員報酬及び費用弁償、各種図書館講座の賄材料費及び講師謝礼金である。

概算払いによる支払いは、沖縄県公共図書館連絡協議会への出張旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、図書館資料集配搬送、新刊全件マーク作成、図書館清掃、図書館警備、ごみ処理、自家用電気工作物、冷房機保守、消防設備保守、貯水槽清掃等の委託である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、図書館コンピュータシステム、図書館コンピュータ機器リース複写機賃借契約等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、施設及び備品等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

(1) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 9 日に首里図書館、13 日に小禄南図書館、14 日に中央図書館の各館において、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意事項

(1) 若狭、首里図書館機器リースの債務負担行為について

コンピュータ関連機器の導入に際し、若狭図書館では平成 10 年度に指名競争入札によるリース契約を締結した。平成 11 年度から平成 14 年度まで地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し随意契約による単年度毎の契約をしている。同号中の「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」が該当根拠であれば、コンピュータ機器等は複数年リースが大方であるとは言え、初年度に指名競争入札にした事実との間で合理的事由に疑問が残る。

今後、コンピュータ機器のリース契約に当たっては 2 年以上の継続が十分考えられることから債務負担行為として予算に計上するよう、十分注意されたい。首里図書館についても、同様である。

(2) 公衆電話取扱手数料の適切な執行管理について

公衆電話を中央図書館と若狭図書館に各 1 台設置しているが、N T T から公衆電話取扱手数料として、1 台当たり月額 105 円（ただし、使用実績に応じ逓増。）入ることになっている。しかし、平成 14 年度当初予算 10 万円に対し、4,650 円の収入実績となっていて、対予算収入率は 46.5% と極めて低率である。これは当初の歳入予算の見積もりに当たって、甘さがあると言わざるを得ない。このような場合は、補正減額の措置を講ずべきである。今後、歳入予算の見積もりに当たって注意されたい。

。 視聴覚ライブラリー

1 職員の配置状況

視聴覚ライブラリーの職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位 : 人)

課 名 所 属 名	館 長	主 査	技 査	主任主事	主 事	計	定 数
視 聴 覚 ラ イ ブ ラ リ ー	(1)	1	1			2	2
計		1	1			2	2

館長は、中央図書館長が兼務している。

2 主な所掌事務

視聴覚ライブラリーにおいては、学校、社会教育施設等に対し視聴覚機器及び教材の供給、視聴覚機器及び教材の利用に関する解説資料等の作成配布、視聴覚機器及び教材利用の研修及び指導、映写会・展示会等の開催、視聴覚教材の制作及び視聴覚機器等の補修、その他視聴覚教育関係機関及び団体等との連絡協力に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳出予算の執行状況について、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

歳 出

(平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
10 教育費	5 社会教育費	1 社会教育総務費	632,000	611,752	611,752	20,248	96.7
		4 視聴覚ライブラリー費	11,377,000	10,787,671	10,750,396	589,329	94.8
合 計			12,009,000	11,399,423	11,362,148	609,577	94.9

ア 負担金について

負担金の支出は、沖縄県視聴覚ライブラリー連絡協議会に対する団体負担金である。

これらについて、審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、視聴覚機器及び教材搬送、琉米文化会館映像資料整理業務の委託である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、管理システム一式等の賃貸借契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、備品等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

(1) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 1 5 年 5 月 1 4 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 壺屋焼物博物館

1 職員の配置状況

壺屋焼物博物館の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在 / 単位 : 人)

館 名 \ 職 名	館 長	主 査	主 任 主 事	主 事	主 任 学 芸 員	学 芸 員	計	定 数
壺屋焼物博物館	1	1		1	1	2	6	6
計	1	1		1	1	2	6	6

定数外職員は、非常勤職員 1 人である。

2 主な所掌事務

壺屋焼物博物館では焼物及びこれに関する資料の収集、保管、展示、調査研究に関する業務。展覧会、講演会、講習会等の開催に関する業務。展示のための施設の提供に関する業務。壺屋焼物博物館協議会に関する業務。沖縄県博物館協会等の外郭団体との連絡調整業務、刊行物作成業務、博物館の管理運営等に関する業務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、支出負担行為書、所属別歳入

及び歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成15年3月31日現在/単位:円 %)

科 目			予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
款	項	目					
11使用料及び手数料	1 使用料	9 教育使用料	7,214,000	4,970,885	5,846,632	875,747	117.6
18諸収入	5 雑 入	4 雑 入	888,000	333,800	676,625	342,825	202.7
合 計			8,102,000	5,304,685	6,523,257	1,218,572	122.9

調定事務について

第 1 1 款使用料及び手数料、第 1 8 款諸収入について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成15年3月31日現在・単位:円 %)

科 目			予 算 現 額	支出負担 行為 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執 行 率
款	項	目					
10教育費	5 社会教育費	7 博物館費	48,634,000	45,270,867	38,011,918	3,363,133	93.0
合 計			48,634,000	45,270,867	38,011,918	3,363,133	93.0

ア 負担金について(博物館費)

負担金の支出は、九州博物館協議会、日本博物館協会、沖縄県博物館協会への団体負担金である。これらについて審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、ボランティア保険料、しゅくいシーサー作り講師謝礼金、しゅくい購入、おやこ体験教室講師謝礼金、博物館協議会委員報酬、費用弁償及び食糧費、やきもの文化講座講師謝礼金、特別展オープニングレモニー出席旅費及び茶菓子代、特別展昼食会食糧費、資料評価委員会の茶菓子代及び旅費、ＩＬティッシュ代等である。

概算払いによる支払いは、特別展借用資料搬入立会に係る旅費、沖縄博物館協議会研修会旅費等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

博物館警備・料金徴収及び展示室監視業務、博物館清掃業務、博物館油圧エレベーター保守点検業務、博物館自家用電気工作物保安管理業務、特別展資料輸送業務等である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

博物館案内板設置工事(委託)、博物館案内板設置工事(両面)、博物館案内板設置工事(片面)等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

博物館駐車場の賃借料、収蔵品の賃借料、テープカット機材レンタル、車両レンタル等である。

(4) 修繕料の契約について

発電機用バッテリー触媒栓取替、エレベーター不停止スイッチ追加、ドアクローザ取替、照明安定器取替等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理は壺屋焼物博物館土地 (4 筆 1,187.34 m²)、建物 (1 棟 1,852.58 m²) について、公有財産台帳の副本と現場調査した結果、良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

。 学校教育課

1 職員の配置状況

学校教育課の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位: 人)

職 名 係 名	課 長	主 幹	係 長	主 査	主 任 事 主 事	主 事	指 導 事 主 事	計	定 数
課 長 等	1	2						3	3
指 導 班			(1)				7	7	6
教 育 企 画 係			(1)	1	1	1	1	4	4
教 職 員 係			1	1	1			3	3
保 健 係			1		1	1		3	3
振 興 係			1		1	1		3	4
計	1	2	3	2	4	3	8	23	23

定数外職員は、非常勤職員 (音楽指導員) 1 人と臨時職員 1 人で、計 2 人である。

定数に対する増減員は、指導班へ定数外の指導主事 1 人が増となり、振興係の主任主事 1 人が減員となっている。

2 主な所掌事務

学校教育課においては、学校の経営・教育課程及び教育内容に関する指導助言、教科領域研究団体の助成、教科用図書の採択、校長連絡協議会・教頭連絡会及び園長連絡協議会、学校の設置及び廃止、学校教育実習、県費負担教職員及び幼稚園教諭の研修、学校教育に関する企画、調査及び研究、県費負担教職員及び幼稚園教諭の免許・任免・分限・懲戒・表彰及び服務、幼稚園教諭の勤務条件、県費負担教職員及び幼稚園教諭の福利厚生及び公務災害、学校保健に係る調査、研究及び統計並びに計画及び実施、教職員・児童・生徒及び幼児の健康診断、学校環境の衛生管理、学校安全及び日本体育・学校健康センター、学校物品の調達及び管理 (備品台帳整備を含む) に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、歳入予算整理簿、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成15年5月31日現在/単位:円 %)

科 目			予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
10分担金及	2 負担金	2 教育費	6,366,000	6,367,860	6,367,860	0	100
12国庫支出金	2 国庫補助金	9教育費 国庫補助金	2,107,000	2,107,000	2,107,000	0	100
13県支出金	2 県補助金	9教育費 県補助金	35,920,000	34,251,000	34,251,000	0	100
18諸収入	2 市預金利子	1市預金利子	0	0	101	101	0
	4 受託事業収入	3教育費受託 事業収入	5,122,000	5,122,000	5,122,000	0	100
	5 雑入	2 弁償金	0	227,000	227,000	0	100
		4 雑入	0	124,150	124,150	0	100
合 計			49,515,000	48,199,010	48,199,111	101	100.0

(2) 歳 出

(平成15年3月31日現在/単位:円 %)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
10教育費	1 教育 総 務 費	2事務局費	81,569,436	70,775,317	67,286,796	10,794,119	86.7
	2小学校費	1学校管理費	175,840,398	169,798,381	154,027,485	6,042,017	96.5
		2教育振興費	366,005,214	353,726,546	314,540,521	12,278,668	96.6
	3中学校費	1学校管理費	80,681,583	77,287,823	69,617,538	3,393,760	95.7
		2教育振興費	238,983,244	226,257,583	210,907,233	12,725,661	94.6
	4幼稚園費	1 幼 稚 園 管 理 費	87,892,000	81,351,593	80,193,819	6,540,407	92.5
	6 保 健 体 育 費	1 保 健 体 育 総 務 費	2,337,000	2,306,875	1,555,835	30,125	98.7

合 計	1,033,308,875	981,504,118	898,129,227	51,804,757	94.9
-----	---------------	-------------	-------------	------------	------

ア 負担金、補助金について

事務局費の負担金の支出は、学力向上対策推進事業（那覇地区学対委員会）、指導主事及び強化指導員研修への出席負担金である。

小学校費・中学校費・幼稚園費・保健体育費による負担金の支出は、日本体育・学校健康センター（小中幼稚園の共済負担金）、那覇市学校歯科保健大会の団体負担金、沖縄県学校保健会分担金、第 4 回校長・教頭研修講座の参加負担金である。

補助金の支出は(100 万円以上)、那覇地区中学校文化連盟主催事業、那覇地区中学校体育連盟主催事業、特色ある学校づくり支援事業、第 20 回九州小学校バンドフェスティバル(小禄南小、城東小)、第 21 回全日本小学校バンドフェスティバル(小禄南小)、第 47 回九州吹奏楽コンクール(金城中)、第 20 回九州マージングフェスティバル(金城中)派遣等に係る補助金である。

これらについて、審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、若夏分教室開級祝賀会用飲食代及び紅白饅頭代、なはっ子音楽会食糧費、退職教職員激励事業式典飲食代等である。

概算払いによる支払いは、小学校新学習指導要領に基づく学習評価研修会参加旅費、特別支援教育推進講座の研修参加旅費、先進視察旅費、学校給食業務委託実施自治体視察旅費、中央研修センター視察及び E スクエアパルク成果発表会参加旅費等である。

これらについて、予算執行同等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、学力向上対策推進事業、研究指定事業、小学校健康管理事業、就学時健康診断事業、小学校環境衛生管理費、コンピュータ活用(小学校)事業、中学校健康管理事業、中学校環境衛生管理費、コンピュータ活用(中学校)事業、幼稚園健康管理費、幼稚園環境生成管理費等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、備品管理システム用コンピュータ機器等の賃貸借契約、平成 14 年度教育ソフトウェア対策)の賃貸借、保健室用パソコン一式賃貸借契約(小学校、中学校)、コンピュータ活用(小学校、中学校)に係る賃貸借等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、コンピュータ教室の電源増設(小学校、中学校)、鏡原中暗幕の修理や体重計等の修繕料である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 8 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意事項

資金前渡等精算遅延について

資金前渡・概算払の取扱状況では、90 件の支出件数のうち資金前渡の旅費(要務終了後 16 日精算が 1 件)、食糧費(要務終了後 9 ~ 28 日精算が 8 件)、火災保険料(要務終了後 28 日精算が 1 件)、概算払の旅費(要務終了後 12 日精算が 1 件)等で精算遅延がみられる。

資金前渡、概算払については、那覇市会計規則第 57 条(資金前渡の精算)及び同規則第 62 条(概算払

の精算)の規定を遵守し、要務終了後速やかに精算を行うよう厳に注意されたい。

○ 学事給食課

1 職員の配置状況

学事給食課の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位: 人)

職 名 係 名	課 長	主 幹	係 長	主 査	主 任 主 事	主 事	栄養士	計	定 数
課 長 等	1	1						2	2
就学奨励係			1		1	2		4	4
学 事 係			1		2	1		4	4
給 食 班			(1)	1	1		1	3	3
計	1	1	2	1	4	3	1	13	13

* 給食班の班長(係長)は、主幹が兼務している。

* 定数外職員は 臨時職員 3 人である。

* 学事給食課は平成 15 年 4 月 1 日に学務課と学校給食室に分課している。

2 主な所掌事務

学事給食課においては、児童及び生徒の就学、幼児の就園、通学通園区域の設定及び改廃、在籍調査及び学校基本調査、教科用図書の無償給与、保育料及び入園料、要保護及び準要保護児童生徒援助金、特殊学級就学援助費及び幼稚園就園奨励費、学校給食施設の設置及び廃止、学校給食の運営指導、学校給食に係る調査、研究及び統計、学校給食の民間委託に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、所属別歳入執行状況表、歳入予算整理簿、所属別歳出執行状況表、支出負担行為書等により審査した結果、「6 是正事項」で指摘した以外は、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位: 円 %)

科 目			予 算 現 額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
11 使用料及び手数料	1 使用料	9 教育使用料	172,287,000	169,205,258	168,817,900	387,358	99.7
	2 手数料	9 教育手数料	284,000	308,810	344,510	35,700	111.5
12 国庫支出金	2 国庫補助金	9 教育費国庫補助金	91,349,000	75,543,000	75,543,000	0	100
18 諸収入	1 延滞金加算金及び過料	1 延滞金	300,000	421,767	500,226	78,459	118.6
	2 市預金利子	1 市預金利子	0	23	23	0	100
	5 雑入	4 雑入	0	20,000	20,000	0	100
合 計			264,220,000	245,498,858	245,225,659	273,199	99.8

ア 調定事務について

第 11 款使用料及び手数料(幼稚園入園料、保育料、滞納繰越金、督促手数料)、第 12 款国庫支出金(小

中学校要 (準要) 保護児童・生徒援助費、幼稚園就園奨励費及び学校給食施設整備費)、第 18 款諸収入 (保育料延滞金及び過誤払返納金等) について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 収納事務について

第 11 款使用料及び手数料の教育使用料・手数料及び第 18 款諸収入の延滞金の収納事務について、収入調定伺、納付書兼調定票、歳入予算整理簿等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

ウ 資金前渡の取扱について

資金前渡による払い戻しは、幼稚園使用料 (保育料の還付)、幼稚園手数料 (督促手数料の還付)、保育料延滞金 (延滞金の還付) 等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予 算 現 額	支 出 負 担 行 為 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
款	項	目					
10 教 育 費	1 教育総務費	2 事務局費	6,050,000	4,640,431	3,374,188	1,409,569	76.7
	2 小学校費	2 教育振興費	160,765,000	152,849,083	152,428,769	7,915,917	95.0
	3 中学校費	2 教育振興費	180,362,000	174,223,723	171,437,621	6,138,277	96.5
	4 幼稚園費	1 幼稚園管理費	38,799,000	38,707,200	38,707,200	91,800	99.7
	6 保健体育費	1 保健体育総務費	3,519,000	3,209,723	2,989,613	309,277	91.2
		3 小学校給食費	58,877,274	54,438,221	51,147,134	4,439,053	92.4
		4 中学校給食費	8,167,230	7,310,147	6,545,135	857,083	89.5
合 計			456,539,504	435,378,528	426,629,660	21,160,976	95.3

ア 負担金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食研究協議会の団体負担金である。

これについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、扶助費 (医療費、学校給食費、通学費、学用品費等、特殊教育奨励費、修学旅行費)、報償費 (衛生・調理研修会講師謝礼金) 等である。

概算払いによる支払いは、学校給食調理業務委託実施自治体視察研修の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、給食調理場微生物検査業務、給食調理場防虫駆除業務、センター校配膳室防虫駆除業務、給食関係職員検便業務、単独校残菜回収業務、単独校給食室グリストラップ清掃業務等の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校給食献立作成用パソコン導入事業、首里学校給食センター用地の賃貸借及び金城小学校給食室ボイラー賃貸借等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、曙小学校消毒保管庫修繕等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理について、土地 (首里学校給食センター5,330.48 m²(市有地 2,638.89 m²、借地 2,691.59 m²) の使用状況を公有財産台帳の副本及び関係附属図面等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 8 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 是正事項

支出負担行為について

歳出予算については、第 11 節需用費の消耗品費、印刷製本費、修繕料 (備品)、第 12 節役務費の通信運搬費、第 13 節委託料の業務委託料、第 18 節備品購入費の施設備品の支出負担行為 11 件 (154 万 6,953 円) は年度内の 3 月 31 日までに行わなければならないが、それが 4 月になって書類の日付を 3 月 31 日として支出負担行為が処理されている。

歳出予算の会計所属年度は、地方自治法施行令第 143 条第 1 項の規定では、経費は、その当該事実の生じた時又は当該行為の存した日又は支出負担行為をした日の属する年度に区分することとされているので、時間外勤務手当や光熱水費などのように 3 月 31 日までの実績が 4 月以降にならないと確定しないものを除いては、債務の原因である当該行為の履行があった日や支出負担行為をした日の属する年度として 3 月 31 日までに債務を決定しなければならない。

従って、支出負担行為については地方自治法第 208 条の会計年度独立の原則に従って、是正されたい。

。 施設管理課

1 職員の配置状況

施設管理課の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位 : 人)

係 名 \ 職 名	課 長	技 幹	係 長	主 査	技 査	主 主 任 事	主 技 任 師	計	定 数
課 長 等	1							1	1
施 設 係			1	2	4	1	1	9	9
用 地 係			1	1		1		3	3
計	1		2	3	4	2	1	13	13

定数外職員は、非常勤職員 (環境整備員) 3 人及び臨時職員 (学校施設カルテ整備) 3 人の計 6 人である。

2 主な所掌事務

教育施設に関する企画・調査及び研究、教育施設の建設計画及び施設の維持補修工事、市有物件 (車両除く) の共済、学校施設の維持及び管理 (警備及び目的外使用許可を含む)、施設の防災計画書の取りまとめ、

教育財産台帳の整理保存、学校用地の取得・管理及び賃借に関する業務を所掌している。

3 予算の執行状況について

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、支出負担行為書、所属別歳入及び歳出執行状況表等により審査した結果、「6 努力事項」で指摘した以外は、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予 算 現 額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
11使用料及び手数料	1使用料	9 教育使用料	248,000	269,821	269,821	0	100
12 国 庫 支出金	1国 庫 負担金	9 教育費国庫負担金	460,617,000	421,485,000	201,969,000	219,516,000	47.9
		10 災 害 復旧費国庫負担金	3,523,000	0	0	0	0
	2 国庫補助金	9 教育費国庫補助金	537,262,000	225,388,000	110,666,000	114,722,000	49.1
18諸収入	5 雑入	4 雑入	47,329,000	54,919,283	8,193,364	46,725,919	14.9
19市 債	1市 債	9 教育債	1,816,000,000	47,900,000	47,900,000	0	100
合 計			2,864,979,000	749,962,104	368,998,185	380,963,919	49.2

調定事務について

第11款使用料及び手数料、第12款国庫支出金、第18款諸収入、第19款市債について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予 算 現 額	支出負担行為額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
款	項	目					
10 教 育 費	1 教育総務費	2 事務局費	13,881,150	13,224,233	8,524,233	656,917	95.2
	2 小学校費	1 学 校 管理費	690,851,772	635,967,060	624,886,600	54,884,712	92.0
		3 学 校 建設費	2,849,754,000	2,283,894,950	2,094,895,098	565,859,050	80.1
	3 中学校費	1 学 校 管理費	410,928,456	377,840,025	367,827,137	33,088,431	91.9
		3 学 校 建設費	394,474,000	251,051,925	250,976,456	143,422,075	63.6

	4 幼稚園費	1 幼 稚 園 管 理 費	22,489,000	21,359,755	19,611,288	1,129,245	94.9
		2 幼 稚 園 建 設 費	7,785,000	3,096,600	42,000	4,688,400	39.7
	6 保 健 体育費	3 小学校 給食費	8,687,495	8,653,989	8,534,289	33,506	99.6
		4 中学校 給食費	2,657,000	2,644,116	2,537,016	12,884	99.5
合 計			4,401,507,873	3,597,732,653	3,377,834,117	803,775,220	81.7

ア 負担金について(事務局費)

負担金の支出は、第 62 回沖縄県都市管事務協議会、沖縄県公立文教施設整備期成会、沖縄県地区防音事業連絡協議会への出席及び団体負担金である。

これらについて審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、城南小学校等賃借料の供託、真嘉比小学校等賃借料の供託、首里中学校等賃借料の供託及び、沖縄県都市管事務協議会の出席負担金である。

概算払いによる支払いは、平成 14 年度公立学校施設整備事務担当者研修会の旅費である。

これらについて、予算執行行書等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、学校施設加増整備事業、小学校、中学校の警備業務、小学校・中学校自家用電気工作物保安管理業務、幼稚園・小学校・中学校の消防用設備保守点検業務、幼稚園・小学校・中学校の冷房機及び空調設備保守点検業務、プール・雨水用濾過装置保守点検業務、幼稚園・小学校・中学校の白蟻駆除業務、壺屋小分筆登記、幼稚園・小学校・中学校の荷物用昇降機保守点検業務、小学校・中学校の借用校地購入事業、訴訟代理人委任契約業務等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、新都心(仮称)幼稚園建設、安岡中学校屋内運動場増築、安岡中学校造成、同校防球ネット新設及び補修、石嶺中学校バランダ手摺改修、木の研修交流施設整備、真嘉比小学校大規模改造、小禄小学校大規模改造、城東小学校校舎建設、松川小学校校舎建設、さつき小学校校舎増築、真和志小学校校舎建設、城西小学校校舎建設、新都心(仮称)小学校校舎建設、宇栄原小学校校舎建設、城南小学校污水管及雑排水管公共桝接続、城南小学校下水道管移設、城岳小学校冷房機設置工事、神原小学校図書室床張替、壺屋小学校冷房機設置、開南小学校鳩対策ネット等設置、小禄南小学校定流量弁取付、小禄小学校体育館災害復旧、上山中学校コンクリート剥離補修、同校 B 棟天井内コンクリート剥離撤去、同校同棟数学準備室外屋根防水、同校同棟 1 年 3.4.5 組防水、同校水泳プール濾過器取替、寄宮中学校スラブ等剥離補修、同校 3 階視聴覚室天井内コンクリート剥離撤去、神原中学校冷房機設置、首里中学校ブロック堀改修等の工事がある。

(3) 使用料及び賃借料の契約状況について

使用料及び賃借料の契約状況については、城東小学校 7,214.4 m²、城南小学校(幼稚園含)5,122.5 m²、真嘉比小学校 6,479.3 m²、大道小学校(幼稚園含)8,971.7 m²、識名小学校(幼稚園含)11,536.0 m²、神原小学校(幼稚園含)14,699.0 m²、与儀小学校(幼稚園含)14,243.4 m²、松島小学校(幼稚園含)85,921.7 m²等の小学

校合計で 80,210.77 ㎡(借地割合 13.4%)、真嘉比幼稚園 1,877.3 ㎡他 4 園計で 3,985.99 ㎡(借地割合 26.2%)、安岡中学校 6,990.5 ㎡、首里中学校 12,795.3 ㎡、真和志中学校 6,096.0 ㎡、石田中学校 5,231.4 ㎡、神原中学校 17,288.0 ㎡寄宮中学校 4,156.4 ㎡等の中学校合計で 52,577.58 ㎡(借地割合 16.3%)の賃貸借契約がある。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理については、土地(学校用地 802,490.26 ㎡、繁多川無縁墓地用地 317 ㎡)、建物 [(35)幼稚園 22,772 ㎡、(35)小学校校舎 204,854 ㎡、多目的ｽﾍﾞｰｽ 16,531 ㎡、屋内運動場 35,240 ㎡、ﾌﾞｰﾙ 12,179 ㎡、(17)中学校校舎 121,129 ㎡、多目的ｽﾍﾞｰｽ 4,516 ㎡、ﾌﾞｰﾙ 6,607 ㎡]の使用状況を財産台帳の副本により審査した結果、「6 注意事項」で指摘した以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意・努力事項

(1) 安全管理について(注意事項)

P T Aからの寄贈である真和志小学校の土作り小屋が、平成 14 年 9 月の台風 16 号により屋根が吹き飛び、学校の敷地外の構築物に被害を与え、予備費充用により 129,150 円の損害賠償金を支出(保険金で補填済)している。

寄贈を受けた後は市有財産として管理し、その物件の強度等を考えた補強等を施し、他に害を及ぼさないようにしなければならないが、強風対策が不十分であったことは否めない。

古い校舎の耐久性の点検、モルタル剥離等の補修を継続して行っているが、校舎以外の施設についても、学校長とともに、安全管理について更なる対策を講ずることを望む。

(2) 紫外線について(努力事項)

屋外ﾌﾞｰﾙの有害紫外線照射量は盛夏が多く、日中の午前 10 時から午後 3 時頃までが最大とされる。強度の紫外線を浴びると発赤、痛みなどの急性皮膚炎を起こすことがあり、皮膚ガンの可能性等健康上の問題がある。更に、ﾌﾞｰﾙｻｲﾄﾞは炎天下ではかなりの温度上昇があり、裸足で歩くときに苦痛を感じる生徒もいる。

改善策として、毎年 2 校ずつ日除けを設置しているが、未設置校(小学校 8 校、中学校 9 校)についてはあと数年必要との説明があるが、早急なる対策を講ずることを望む。

○ 教育研究所

1 職員の配置状況

教育研究所の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 3 月 31 日現在/単位:人)

職 名 係 名	所 長	主 査	指導主事 (主任)	指導主事	主任主事	主 事	計	定 数
課 長 等	1						1	1
教育研究所		1	1	4	2		8	8
計	1	1	1	4	2		9	9

定数外職員は、非常勤職員 5 人(教育相談員)である。

2 主な所掌事務

教育研究所においては、教育に関する調査・研究、教職員・研究員の研修、情報教育推進、図書室資料提供、

適応指導教室、教職員のメンタルヘルス等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、所属別歳入執行状況表、歳入予算整理簿、所属別歳出執行状況表、支出負担行為書等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予 算 現 額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
18 諸 収 入	4 受託事業収入	3 教育費受託事業収入	749,000	749,000	749,000	0	100
	5 雑 入	4 雑 入	540,000	508,610	292,180	216,430	57.4
合 計			1,289,000	1,257,610	1,041,180	216,430	82.7

調定事務について

第18款諸収入(調査研究受託事業収入、コピー等使用料、その他(現年度分))について、収入調定伺、納付書兼調定票、歳入予算整理簿等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予 算 現 額	支 出 負 担 行 為 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
款	項	目					
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	741,000	626,032	626,032	114,968	84.4
		3 教育研究所費	36,787,000	32,673,837	29,216,798	4,113,163	88.8
合 計			37,528,000	33,299,869	29,842,830	4,228,131	88.7

ア 負担金について

負担金の支出は、全国教育研究所連盟、九州地区教育研究所連盟、沖縄県教育研究所連盟、全国及び沖縄県適応指導教室連絡協議会への団体負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、全国教育研究所連盟、九州地区教育研究所連盟、全国及び沖縄県適応指導教室連絡協議会への団体負担金、教育研究所運営審議会の茶菓子代、ウィルスバスター使用料、あけもどろ学級宿泊学習に伴う旅費、食糧費、消耗品代、使用料、体験料等である。

概算払による支払いは、全国教育研究所連盟総会・研究発表会参加、先進都市視察・資料情報収集、九州地区教育研究所連盟大会参加、あけもどろ学級宿泊学習、教育用データコンテンツ開発・整備状況調査、学校インターネット事業の現状と課題視察等に係る旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1)業務委託契約について

業務委託契約は、新版学習適応性検査(AAI)業務委託、教育研究所研究協力機関等への委託、文献情報管理システム構築委託等の契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、教材作成用パソコン一式賃貸借、情報教育機器等賃貸借及び研究所自動車賃貸借等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、教育研究所内 LAN ケーブル配線電源設備修繕等の契約である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 9 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 学校給食センター

（学校給食センター 4 施設のうち那覇学校給食センター、小禄学校給食センターについて実施した。）

1 職員の配置状況

学校給食センターの職員の配置状況は、次のとおりである。

（平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位：人）

職 名 係 名	所長	副所長	主任 主事	主事	運転手	調理員	ボイラー 技 師	計	定 数	栄養士
那覇学校給食 センター	1	1	1			12		15	15	(2)
小禄学校給食 センター	(1)	1	1		3	10	1	16	18	(2)
計	1	2	2		3	22	1	31	33	(4)

定数外職員は、非常勤職員 13 人（調理員 8 人、トレー補助員 5 人）、臨時職員 2 人（調理員 1 人、運転手 1 人）である。

所長是那覇学校給食センターに配置され、小禄学校給食センターの所長を兼務している。

栄養士の（ ）内の数字は県費負担職員数である。

2 主な所掌事務

学校給食センターにおいては、給食センターの管理運営、給食センター運営委員会、給食費の執行、賄材料の調達及び検収、献立の作成及び栄養に関する業務等、調理及び運搬等、その他学校給食センターの設置目的を達成するために必要な事業等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、所属別歳入執行状況表、歳入予算整理簿、所属別歳出執行状況表、支出負担行為書等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

（平成 15 年 3 月 31 日現在 / 単位：円、％）

区分	科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
	款	項	目					
那覇学校 給食セン ター	12 国庫支出 金	1 国庫負担 金	10 災 害 復 旧費国庫 負担金	1,029,000	0	0	0	0
	14 財産収入	2 財産売払 収入	2 物品売払 収入	1,000	0	0	0	0

	小計			1,030,000	0	0	0	0
小禄学校 給食センター	11 使用料及び手数料	1 使用料	9 教育使用料	250,000	258,000	258,000	0	100
	18 諸収入	5 雑入	4 雑入	0	36,000	36,000	0	100
	小計			250,000	294,000	294,000	0	100
合計				1,280,000	294,000	294,000	0	100

調定事務について

第 11 款使用料及び手数料（職員駐車土地使用料）、第 18 款諸収入（その他（現年度分））について、収入調定同、納付書兼調定票、歳入予算整理簿等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

区分	科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
	款	項	目					
那覇学校 給食センター	10 教育費	6 保健体 育費	1 保健体 育総務 費	4,254,010	3,564,721	3,564,721	689,289	83.7
			4 中学校 給食費	74,919,600	70,443,038	66,053,852	4,476,562	94.0
	小 計			79,173,610	74,007,759	69,618,573	5,165,851	93.4
小禄学校 給食センター	10 教育費	6 保健体 育費	1 保健体 育総務 費	2,895,100	2,624,429	2,466,699	270,671	90.6
			3 小学校 給食費	48,664,677	43,007,125	42,444,406	5,657,552	88.3
	小 計			51,559,777	45,631,554	44,911,105	5,928,223	88.5
合 計				130,733,387	119,639,313	114,529,678	11,094,074	91.5

ア 負担金について

負担金の支出は、安全運転管理者講習会、沖縄県学校給食共同調理場連絡協議会研修会の参加負担金である。

これらについて審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、学校給食センター運営委員会に係わる報酬、費用弁償、沖縄県学校給食共同調理場連絡協議会研修会の参加負担金である。

概算払による支払いは、沖縄県学校給食共同調理場連絡協議会研修会の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、学校給食センター塵芥処理業務委託、学校給食センター職員検便業務委託、給食調理場微生物検査業務、残菜回収処理業務委託、学校給食センターボイラー管理業務委託、学校給食センター警

備業務委託、電気保安管理業務委託、産業廃棄物処理業務委託、学校給食センター搬送業務委託、産業廃棄物処理業務委託等の契約である。

(2) 工事請負の契約について

工事請負の契約は、那覇学校給食センター土間改修工事、小禄学校給食センター食品真空冷却機取付付帯工事の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、那覇学校給食センター台風 16 号被災の緊急修繕等の契約である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理については、土地（那覇学校給食センター用地 2,638.01 m²（沖縄県立那覇工業高等学校の用地を無償で借用している）、小禄学校給食センター用地 1,233.15 m²）、建物（那覇学校給食センター 1,957.00 m²、小禄学校給食センター 968.27 m²）について、使用管理状況を公有財産台帳の副本及び関係附属図面等により審査した結果、「6 是正事項」で指摘した以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 15 年 5 月 12 日と 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 是正事項

給水設備の管理状況について

那覇学校給食センターの給水設備において、平成 15 年 4 月頃から給食センターの水道管から赤錆破片の流出が見られたことや食器に錆や煤が付着しているとの学校からの苦情等があることが判明した。そして、給食センターの水道管、温水器、蒸気管の一部を切取った標本抽出の現物やその当該食器を目視調査した結果、配管の内部に多量の赤錆が発生していることや食器の汚れが確認された。これについては、児童生徒の健康問題に直結する衛生管理としては好ましくない事態である。

給食センターとしては、年 3 回の水質検査の結果は基準値内であり、また、赤錆等の対策として、朝いったん水を流し捨ててから水の使用をしたり、蒸気管の蒸気をいったん排出してから食器の消毒を行うなどの対応をしているとのことである。しかし、水道法第 34 条の 2（簡易専用水道）、水道法施行規則第 55 条（簡易専用水道の管理基準）によると受水槽の容量が 10 を超える簡易専用水道（那覇学校給食センターは 100 ）の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理する義務があり、水槽から給水栓までの給水設備は、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずることとなっている。また、平成 9 年 4 月 1 日文体学第 266 号の学校給食における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の防止についての学校給食衛生管理の基準 の 2 使用水の安全確保では、使用水に関しては、遊離残留塩素のみならず外観、臭気、味等についても水質検査を実施し、使用に不適な場合には、速やかに改善措置を講じることと定められており、汚染の未然防止対策も求められている。これらのことから、現在の給水設備の状況は学校給食の衛生管理としては不十分である。

特に、那覇学校給食センターは建築後 35 年経過して老朽化しており、平成 21 年度まで使用予定とのことでもあり、これらの状況については児童生徒の健康管理上特に懸念されるところである。従って、早急に食器の汚れの原因究明や配管等の状況調査を行い、速やかに給水設備の改修措置を講ずるよう是正されたい。

○ 金城幼稚園

1 職員の配置状況

金城幼稚園の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成15年3月31日現在 / 単位:人)

職 名 学校名	園長	主任教諭	教 諭	計	定 数
金城幼稚園	(1)	1	3	4	4

園長は、金城小学校長が兼務している。

2 主な所掌事務

幼稚園割当(学校教育課)予算、園沿革、園日誌、文書収発及び公印保管、P T A指導要録等の帳簿管理、入退園児諸手続、教育・指導計画作成、入園・終了式等の諸行事、家庭訪問、実習生受入、飼育栽培計画、来客応接に関する業務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳出予算の執行状況について、幼稚園費の割当予算(学校教育課)について、支出負担行為書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

なお、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

歳 出

(平成15年3月31日現在 / 単位:円、%)

科 目			予 算 現 額	支 出 負 担 行 為 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
款	項	目					
10教育費	4 幼稚園費	1 幼稚園管理費	783,588	783,588	783,588	0	100
合 計			783,588	783,588	783,588	0	100

4 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理について、土地(小学校に含)、建物 668㎡ は公有財産台帳により施設管理課で一括管理している。

また、幼稚園現場においては建物の維持保全並びに安全管理がなされ、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成15年5月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 金城小学校

1 職員の配置状況

金城小学校の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成15年3月31日現在 / 単位:人)

職 名 学校名	主任主事	調 理 員	用 務 員	計	定 数
金城小学校	1	4	1	6	6

小学校の定数外職員は、非常勤職員調理員4人、臨時職員英語教員(JTE) 1人である。

2 主な所掌事務

市費予算に関すること、就学援助費に関すること、給食費に関すること、転出転入に関すること、市費職員服務に関すること、文書収発に関すること、印刷業務及び来客応接に関すること、学校給食調理業務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳出予算の執行状況について、小学校費の割当予算（学校教育課、学事保健課、施設管理課）について、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

なお、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

歳 出

(平成15年3月31日現在 / 単位: 円, %)

科 目			予 算 現 額	支 出 負 担 行 為 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
款	項	目					
10 教育費	2 小学校費	1 学 校 管理費	5,725,609	5,711,464	5,434,213	14,145	99.7
		2 教 育 振興費	1,572,560	1,572,560	1,559,260	0	100
	5 社 会 教育費	5 青少年 センター費	4,809	4,809	4,809	0	100
	6 保 健 体育費	3 小学校 給食費	997,311	997,311	918,351	0	100
合 計			8,300,289	8,286,144	7,916,633	14,145	99.8

4 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理について、土地(30,879㎡ 幼稚園含)及び建物(校舍7,152㎡、多目的ｽﾍﾞｰﾙ1,256㎡、屋内運動場919㎡、ﾌﾞｰﾙ400㎡)は公有財産台帳により施設管理課で一括管理している。

また、学校現場においては土地及び建物の維持保全並びに安全管理がなされ、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成15年5月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 金城中学校

1 職員の配置状況

金城中学校の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成15年3月31日現在 / 単位: 人)

職 名 学校名	主任主事	用務員	計	定 数
金 城 中 学 校	1	1	2	2

2 主な所掌事務

金城中学校においては、市費予算の執行、公文書の収発、生徒の転入・転出、要保護・準要保護、給食費、印刷製本業務等を掌握している。

3 予算の執行状況

歳出予算の執行状況については、中学校費の割当予算（学校教育課、学事保健課、施設管理課）について、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

歳 出

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予 算 現 額	支 出 負 担 行 為 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
款	項	目					
10教育費	1教育総務費	2事務局費	16,017	16,017	16,017	0	100
	3中学校費	1学校管理費	6,076,507	5,892,449	5,694,449	184,058	96.9
		2教育振興費	1,705,939	1,705,939	1,644,541	0	100
	6保健体育費	4中学校給食費	79,143	79,143	79,143	0	100
合 計			7,877,606	7,693,548	7,434,150	184,058	97.6

4 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理について、土地（33,075㎡）及び建物（校舎等 7,329㎡、屋内運動場1,222㎡、多目的スペース489㎡、プール400㎡）は、公有財産台帳により施設管理課で一括管理している。

また、学校現場においては、土地及び建物の維持保全並びに安全管理がなされ、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成15年5月13日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

選挙管理委員会事務局
定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 選挙管理委員会事務局
- 第 2 監査の期間 平成 1 5 年 4 月 2 日から平成 1 5 年 6 月 2 5 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 1 4 年度 (平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在) における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、選挙管理委員会事務局から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。ただし、歳入の調定額、収入済額、収入未済額は平成 1 5 年 3 月 2 7 日現在である。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

○ 選挙管理委員会事務局

1 職員の配置状況

選挙管理委員会事務局の職員の配置状況は、次のとおりである。

(平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在 / 単位 : 人)

職名 所属名	局 長	主 幹	主 査	主任主事	計	定 数
選挙管理委員会事務局	1	1	4	2	8	8
計	1	1	4	2	8	8

2 主な所掌事務

選挙管理委員会事務局においては、選挙人名簿の調製、縦覧、閲覧及び保管、選挙権及び被選挙権の資格調査、告示、直接請求、訴訟及び異議申出、選挙の公営、選挙啓発、選挙運動及び政治活動、選挙の諸証明、投票区、帳票所等の設定及び改廃、選挙制度の調査研究、委員会の規程の制定及び改廃、各種選挙事務の管理執行、統計調査及び資料収集、情報公開及び個人情報、検察審査員候補者選定、最高裁判所裁判官国民審査、予算決算、人事及び給与、委員の報酬及び費用弁償、公印の保管、文書の收受、発送及び保管、物品の調達及び保管、委員会の庶務、選挙関係法令に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、所属別歳入執行状況表、収入調定伺、所属別歳出執行状況表、支出負担行為書等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 1 5 年 3 月 3 1 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予 算 現 額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
13 県支出金	3 委託金	1 総務費委託金	58,425,000	58,370,087	58,347,449	22,638	99.9
18 諸収入	5 雑入	4 雑入	0	1,479	1,479	0	100
合 計			58,425,000	58,371,566	58,348,928	22,638	99.9

ア 調定事務について

第 13 款県支出金、第 18 款諸収入について、収入調定伺により審査した結果、おおむね適正に処理

されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成15年3月31日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	支 出 負 担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
2 総務費	4 選挙費	1 選挙管理委員会費	79,432,000	77,840,010	77,792,167	1,591,990	97.9
		2 選挙啓発費	412,000	203,346	174,240	208,654	49.3
		6 農業委員会委員選挙費	787,000	225,029	225,029	561,971	28.5
		8 県知事選挙費	58,355,000	58,347,449	56,354,776	7,551	99.9
合 計			138,986,000	136,615,834	134,546,212	2,370,166	98.2

ア 負担金について (選挙管理委員会費)

負担金の支出は、全国市区選挙管理委員会連合会、九州都市選挙管理委員会連合会、沖縄県各市選挙管理委員会連合会、南部地区選挙事務研究会等への出席負担金・団体負担金及び平成14年度九州都市選挙管理委員会連合会総会開催市負担金である。

これらについて審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、検察審査員調査書返信用の後納郵送料、沖縄県各市選挙管理委員会連合会等への出席負担金、沖縄県知事選挙の投票立会人・投票管理者報酬、事務従事者等への報償費、臨時職員の賃金、選挙投票入場券の郵送料等である。

概算払による支払いは、沖縄県各市選挙管理委員会連合会総会、全国市区選挙管理委員会連合会総会、他都市選挙事務研修等への出張旅費である。

これらについて、予算執行伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、沖縄県知事選挙のポスター掲示場設置・撤去業務、開票会場設営業務、投票所外灯設置業務、不在者投票システム支援業務、選挙公報配付業務等の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、沖縄県知事選挙に伴ない不在者投票期間の駐車場借上料の契約等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成15年5月10日備品台帳、その他関係書類を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。